

VI-1 国府の空間的構成

国衙 地方の上位行政単位である国にはそれぞれ国の役所がおかれた。この役所の諸施設を指す学術用語の概念や用語法は研究者によって異なる点がある。また、文献史料にみえる用語についてもその語義が限定的に用いられているわけではない。そこで、ここでは以下で用いる用語の概念を整理しておく。

まず、国の行政執行機関ないし政庁（国庁）およびその周辺に設けられた実務的官衙（曹司）やそれらの施設の汎称として国衙の語を用いることにする。これは郡衙（郡家）の用語に対応する。

国庁 国衙の中枢をなす政庁の一院を国庁と呼ぶ。「仮寧令外官及使人聞喪条」「儀制令凶服不入条」や『日本三代実録』貞觀14(872)年正月乙酉条などの史料にみえる「国庁」「廳事」に相当する。郡衙の政庁である郡庁の語に対応する。国庁は儀式や饗宴あるいは政務の場として用いられた。

遺構の上では、周囲を堀や溝などで囲繞した方形の院を形成しており、大型の建物群が左右対称のコの字型または品字型に配置されるという共通点がみられる（IV-3参照）。すなわち、国衙では最も特徴的な施設であり、その遺跡を国の役所と判断する上で最も有力な指標になる。

曹司 国庁とは別に、国衙の行政実務や役所の機能の維持・運営に関わる業務などを分掌する機関およびそれに伴う施設群を曹司と呼ぶ（IV-4参照）。この語は宮城の諸官衙の呼称法に対応する。

『扶桑略記』天延4(976)年6月18日条に「近江国分寺大門倒、二王悉破損、国府厅并雜屋卅余宇顛倒」とみえる「雜屋」がこの曹司の施設に相当すると考えられる。遺構の上では、周囲を堀や溝などで囲繞した院、または建物群がひとまとまりになった官衙ブロックが各曹司に対応すると推定しうる。ただし、部分的な発掘成果では、曹司か後述する国司館かの識別が容易でない場合が多い。

『続日本紀』天平11(739)年6月癸未条にみえる「国府兵庫」や「上野国交替実録帳」記載の「府院諸倉」などの収納施設や、VI-4で述べる近江・伊勢国衙の例にみられるような饗宴・儀礼など特殊な用途に用いられたと推定される施設もここでは仮に曹司に含めておくことにする。

曹司には、国庁の付近に設けられたものと、遠く離れた場所に別置されたものとが存在した。前者には、諸曹司全体を国庁とともに溝や築地塀などで囲繞するもの、各曹司を国庁とは別に集中的・計画的に配置しているもの、各曹司が独立・分散的に設けられているものとがある（VI-4参

照）。

国司館 中央派遣官である国司（四等官・史生）らが宿泊滞在する施設を指す。国司らはそれぞれ別の国司館を設けていたことが『万葉集』などから知られる。国司館は、饗宴や執務の場としても利用された（VI-5参照）。

国府 国衙、国司館⁽¹⁾、国衙で労役に従事する徭丁らの宿所、国衙を守備する軍団兵士の宿所、国学の学校⁽²⁾、市、民家⁽³⁾など、国衙関係の諸施設が営まれた地区を示す。旧来の慣例に倣い国府の語を用いる。

国府は京に対応する。しかし、国府にはいくつかの主要街路が設けられているが、条坊制的方格地割が確認されている例はない。また、この国府概念は、旧来考えられてきた方八町というような外郭線が定められた特定の領域の存在を前提としておらず、京のような独自の行政的単位を指す概念ではない。ただし、ある範囲が国府域と意識されていた可能性はある（VI-6参照）。

この国府の範囲に関する限り、木下良氏は「国府域とその外側の国分寺など国府に密接な関連が予想される遺跡群を含めた範囲」を「国府（関係）地域」と呼称している⁽⁴⁾。こうした国府地域というエリアを明確に指し示す文献史料や考古資料が存在するわけではないが、国府と周辺地域との関係を把握するうえでは参考になる概念である。ただし、国府の範囲自体を把握することが容易でないので、国府の範囲と国府地域とを明確に区別できない場合が多い。

（山中敏史）

〔注〕(1)『令集解』公式令諸司奏事条には「(略)為府内有館也」とあり、国府内には数か所に国司館が設けられていたことがうかがえる。(2)『三代実録』元慶2(878)年9月28日条には「紀伊国言、今月廿六日亥時、風雨晦暝、雷電激發、震於国府厅事及学校并舍屋、被破官舍廿一字、縁辺百姓四十三家」とあり、国衙の近くに学校があったことがうかがえる。下総国府の一角を占めるとみられる千葉県須和田遺跡では「博士館」の墨書き器が出土しており、国学博士の宿泊施設も国衙周辺に設けられていた可能性がある。また、山口県天田遺跡からは、国学でおこなわれた儒学者を祀る儀式を示す「釋奠」の墨書き器が出土している。この遺跡は周防国府推定地から1.3kmほどの距離に位置している。これらの考古資料も、学校が国府またはその近くに置かれていたことを示唆する例である。(3)注(2)所引の『三代実録』の史料にみえるように、官舎の縁辺に百姓の民家が存在したことあった。(4)木下良「地方都市 国府－総論－」『講座考古地理学2 古代都市』学生社、1983年。

〔参考文献〕山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

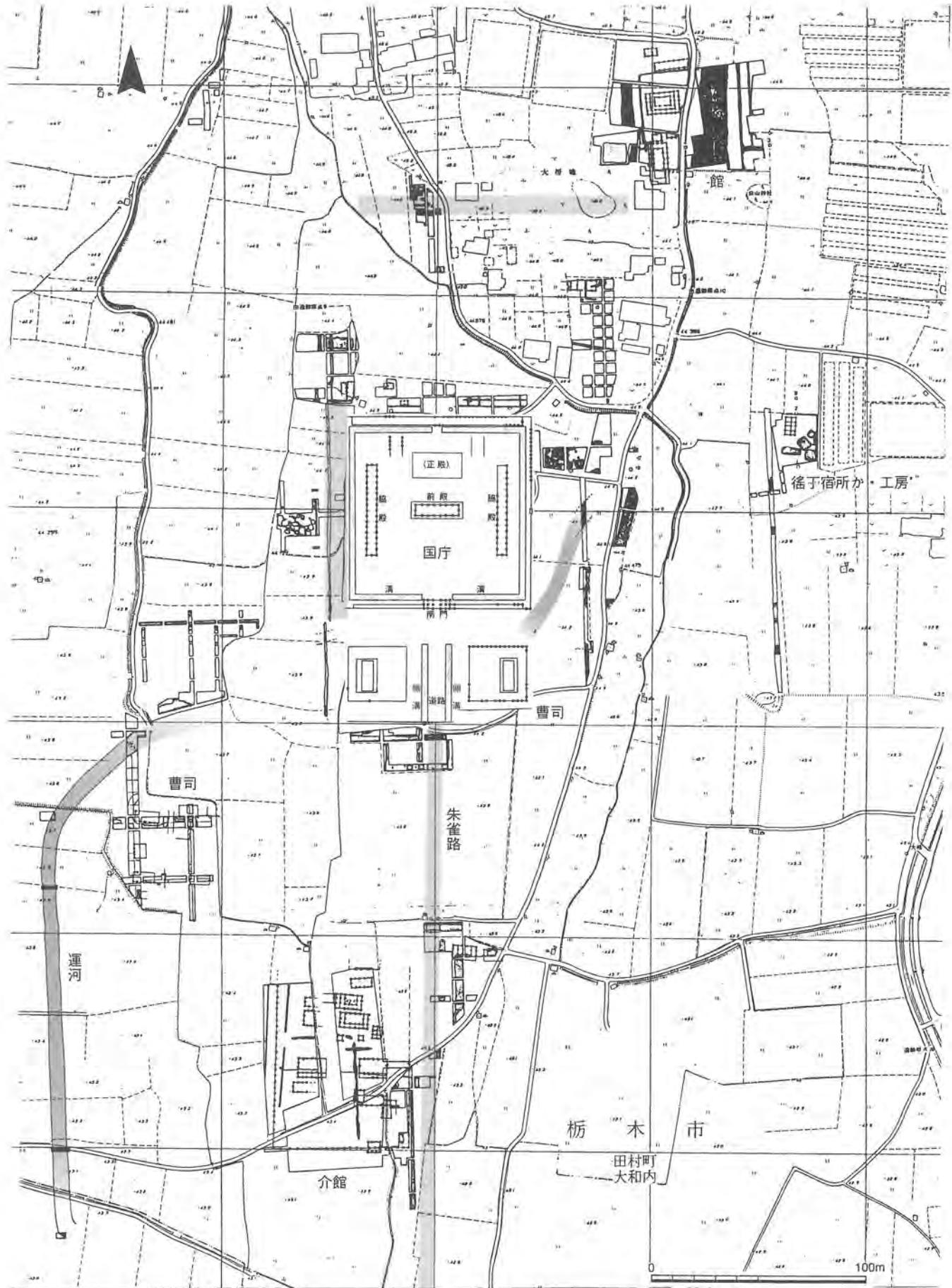


図1 下野国府遺構配置図

VI-2 国府跡調査の手がかり

文献史料 10世紀中頃編纂の『和名類聚抄』には、国府所在郡が記されている。これによってどの郡内に国府が置かれていたかを絞ることができる。ただし、移転後の国府所在郡を記したとみられる例もある。

地名 国府の具体的な位置比定の手がかりの一つとされているのが地名である。それにはまず「国府（コウ・コクフ）」「古国府（フルコウ）」「序（チヨウ）」「国序（コクチヨウ）」「国衙（コクガ）」などの地名がある。また、中世以降の府中が古代の国府跡を踏襲することも多く、「府中（フチュウ）」の地名も国府関連地名である。

国衙行政が変質した平安後期以降には、国政執行の必需物であった国印や鑑は単に律令的権威の象徴にすぎないものとなり、神格化されて神社に祀られることもあった。「印鑑・印役・印葉（インヤク・インニヤク）」地名や印鑑神社などはそれに由来するもので、国府の所在地を示す可能性が高いとされている。ただし、古代末以降の状況を示しており、8世紀以来の国府所在地と直結するとは限らない。

また、山口県周防国府跡の「朱雀（シラカ）」や讃岐国府推定地の「青龍」は、国府に伴う主要街路にちなむ地名と考えられている。高知県土佐国府跡に残る「ダイリ」の地名は、宮城の内裏との関連が考えられ、国衙が「大君の遠の朝廷」と歌われた（『万葉集』4112）ことと結びついた地名と推定されている。

このほかに、下野国府の正殿推定地や武藏国府推定地などの神社名として残る「ミヤノベ」「ミヤノメ」も、国府跡地を示すものとして注目されている。

上記のような地名は国府跡比定の有力な手がかりとなるが、たとえば周防国府跡に残る地名をみると、宝暦年間にはなかった地名が明治期の字名に登場したり、以前の地名が別の場所に付けられている例がみられる（『官衙I』IX-1参照）。このように、地名には後世において改変・創作がおこなわれたり、場所が移動したりしたものもある。したがって、その地名がいつまで遡るものかを探るとともに、他の手がかりとなる資料とあわせて国府比定地の根拠とすることを心がける必要がある。

国分二寺・大光寺（大興寺） 各国に置かれた国分寺・国分尼寺は国家によって造営された仏教施設であり、国内統治の精神的な支柱として、行政の拠点である国府の近くに造営されることが多かった。この国分二寺は、出土瓦や基壇等の遺存、法灯を継ぐ現国分寺などによってその所在地の判明している例が多いので、この国分二寺の所在地が国府跡比定の手がかりともされている。ただし、国によって

は、国府と国分二寺とは6km以上離れている場合もあり、また国分寺の比定自体が確実性に欠ける場合もあるので、一つの参考資料として扱うのが無難であろう。

また、大光寺（大興寺）の寺号や地名の存在も注目されている。隋代には国都を大興城と呼び、地方官寺を大興国寺と称した。大光寺はこれに関わる寺名とみられ、その近くに国府が所在したことを示唆する資料とされている。伊豆国府や能登国府の推定地には国分寺に転用された大興寺があり、若狭国府推定地には太興寺跡があり、遠江国府に近接する大宝院廃寺も別名大光寺と呼ばれていたらしい⁽¹⁾。

総社 11世紀後半以降になると、国司は神社を巡行しておこなっていた神拝から、諸神を一か所に合祀してそこに神拝するようになる。この諸神合祀の神社が総社であり、平安後期の国府付近か国府内に設けられた可能性が高いことから、この神社所在地も国府跡推定の手がかりとされている。三河国府跡では、この総社のすぐ東脇で国序が検出されている。このほかに、国序神・府中神・六所神社なども国府比定の際に注目されている。

地割・交通路 従来、国府の比定では、条里地割や道路などの地割や河川の人為的な流路変更のみられる場所なども注目されてきた。それは、主に、国府が都城の縮小版としての方格地割を伴うものとする旧説により、条坊道路の痕跡や方八町の国府域を囲繞する施設の痕跡を見いだそうとして着目してきたものである。しかし、後述するように、これまでの発掘調査例では、国府には条坊制の方格地割を見いだせず、また、条里地割に基づいて設定されたとみられる国府域の確例も検出されていない。したがって、旧来のような視点から地割を検討し国府域を推定するような方法はあまり有効とは言えない。

ただし、国府にもいくつかの主要な道路が存在し、また、築地塀などを巡らした国序や曹司・館の院もみられるので、こうした道路や囲繞施設の痕跡が現存あるいは古地図上の地割として遺存している可能性はあろう。また、国府は駅路と水上交通に利用された河川との結節点など交通の要衝に設けられていることが多い。したがって、駅路に比定できる古道の位置も国府の重要な比定材料となる。

考古資料 遺物や土壙・礎石・土壘などの遺構の分布は、上記の歴史地理学的な資料による比定をより確かなものとするうえでも大きな意味を持つ資料である。とくに国序では瓦葺が採用されている例が多いので、瓦類の分布集中地点などは極めて有力な候補地となる。 （中山敏史）

[注] (1) 山中敏史「国府郡家の構造と機能」『静岡県史 通史編1』静岡県、1994年。

[参考文献] 藤岡謙二郎『国府』吉川弘文館、1969年。木下良『国府』教育社歴史新書、1988年。

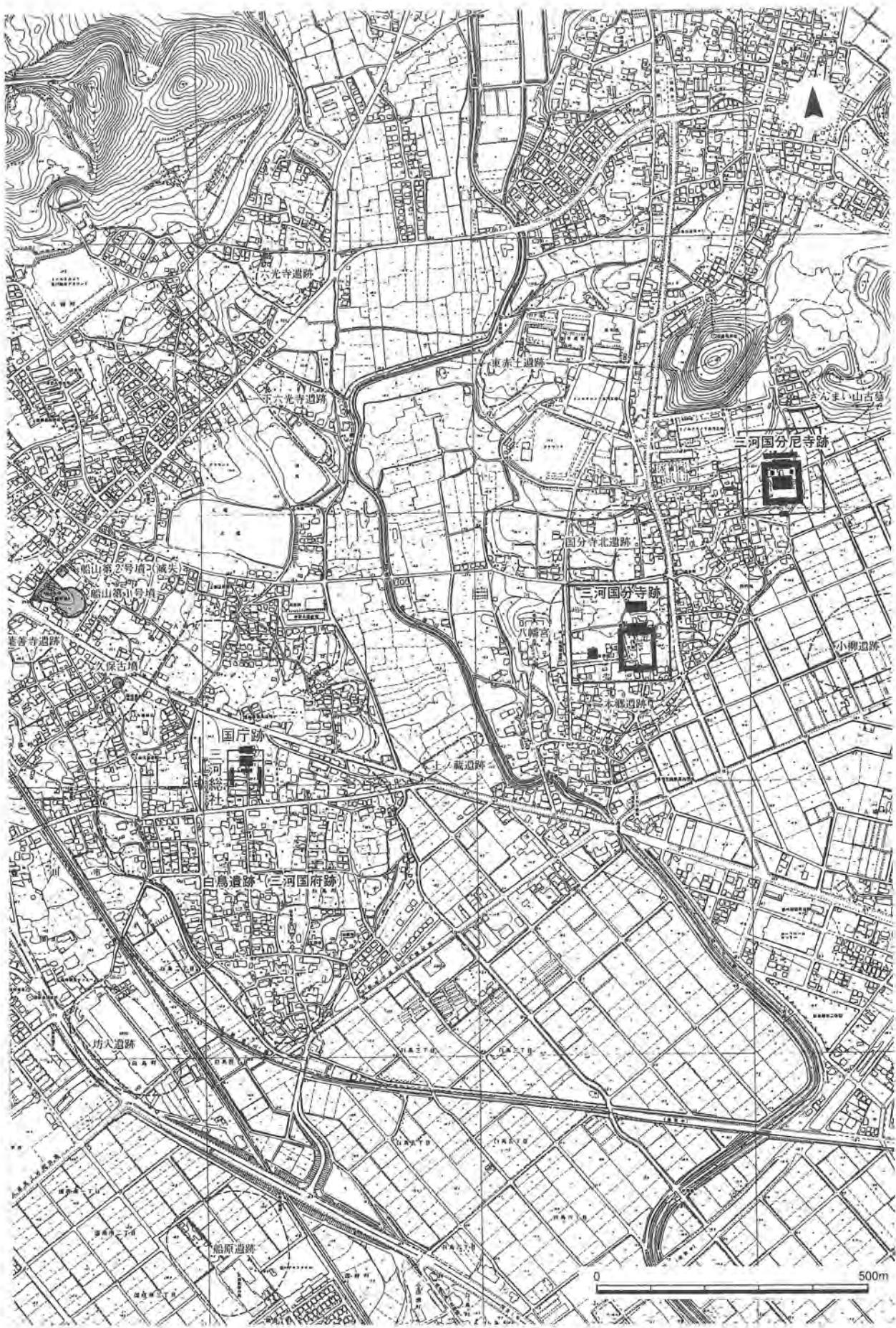


図1 三河国府とその周辺

VI- 3 国庁の構造と機能

建物構成 国庁跡は、これまでに陸奥（宮城県多賀城跡）

・出羽（秋田県秋田城跡・山形県城輪柵遺跡）・下野・三河・美濃・伊勢・伊賀・近江・伯耆・出雲・美作・筑後・肥前・肥後・日向などの諸国で検出されている。この国庁の建物配置には次のような特徴がみられる。

中枢殿舎である正殿、その前方の前庭、左右の脇殿、正殿正面の門、周囲を囲繞する塀を主要な構成要素とする。後述する大宰府政府型では脇殿は2棟ずつで構成される。

正殿の前後には準構成要素として前殿・後殿が配されている例が多い。しかし、ほとんどの国庁では9世紀以降には前殿を伴わない。このほか、伯耆国庁のように脇殿の前後に楼閣か高床倉庫とみられる総柱建物を伴う例、多賀城政庁などのように後殿の左右に建物を配す例もある。

建物配置 国庁は周囲が塀や溝で囲繞された一院を形成している。その北寄り中央に正殿を設け、その前面の前庭を挟んで左右に脇殿を配置した左右対称の整然とした建物配置をとる。中には伊勢・近江国庁のように、高度の地割計画にしたがって建物が配置されている例もある。また、前殿を伴う国庁では、後述する国庁院のほぼ中心位置に前殿を配置するという計画性が認められる例が多い。

国庁の建物配置は次の3類型に大別できる。

長舎型；脇殿が長大な建物でコの字型配置をとる。最も一般的なタイプである。下野・三河・美濃・伊勢・近江・伯耆国庁などの例がある。中には、伊勢・近江国庁のように、正殿・後殿・脇殿を軒廊で結んだ構造や規模の点で酷似している例もある。ただし、本類でも、脇殿と正殿との位置関係、正殿・後殿の規模等、細部には違いがみられる。

大宰府政府型（脇殿4棟型）；脇殿を左右2棟ずつ配置したコの字型配置をとる。大宰府政府に類似した構造をとる。肥前国庁・伊賀国庁の例があり、筑後枝光国庁⁽¹⁾も同様の配置が推定されている。筑後朝妻国庁は長舎型に含めうるが、脇殿を2棟ずつ配置しているのは本類の変化形として造営されたことによるものかもしれない。

城柵政庁型；正殿と桁行の短い両脇殿が品字型に配置される。陸奥国庁、出羽国庁（城輪柵遺跡）の例があり、美作国庁も7×4間の片廂付東西棟を南北に向い合わせに配置した東向きの品字型配置とみられる⁽²⁾。

陸奥・出羽国庁のように南門外側左右に建物を配置している点も本類型の特徴として注目されている⁽³⁾。ただし、大宰府政府型と推定されている筑後枝光国庁にも同様の建物が見られるので、城柵政庁型以外にも門外の建物を設けた例があるのか否かの検証が今後の課題となる。

上記のように国庁の建物配置には3類型がみられるが、いずれの類型でも主要な殿舎や囲繞施設はほぼ同じ位置で建て替えられる例がほとんどで、多賀城政庁例などを除き、基本的に同じ建物配置が長期にわたって踏襲されている。したがって、柱穴や礎石据え付け痕跡などがほぼ同じ位置で重複して検出されることが多く、各時期の遺構を峻別する詳細な調査が必要となる。

8世紀前半以来存続してきた国庁は、10世紀頃に廃絶または移転し、構造が大きく変化するという傾向がある。

国庁院の向きは、東向きの美作国庁を例外として、他はすべて南面している。そして、肥前国庁例がやや西偏する以外は、ほぼ真北方位で造営されている。

国庁院の規模 国庁院の規模は、東西70～90mほどの例が一般的である。この規模は、方半町程度の規模を有する郡庁院に対して、上級官庁としての国庁の格式を反映したものと考えられる。ただし、筑後朝妻国庁のように一辺130mを超える例や、東西40mほどで小規模な郡庁の規模と変わらない伊賀国庁の例まで、ばらつきもみられる。

こうした国庁院の規模の差は、大国・上国は三等官庁、中国・下国は四等官庁とされていること、『令集解』元日国司条には中・下国の守にあたる六位長官は「止受郡司賀」とあること、伊賀国庁は下国の例であることを勘案すると、国の等級をある程度反映している面があったかもしれない。しかし、下国とはいへ伊賀国庁が郡庁と同レベルの規模であること、一方、中国の日向国庁は上国の国庁に似た規模を備えている⁽⁴⁾ことなど問題が残る。

主要施設の構造と変遷 国庁の主要建物は国府の中でも大型の部類に属するものが多い。正殿は身舎桁行5間ではとんどの例が廂付建物である。しかし、廂構造には四面廂（三河・伊勢国庁）、片廂（陸奥・伯耆国庁）、三面廂（伊賀国庁）など各種があり、構造は一様ではなく、また変化している例が多い。近江・伊勢国庁では、正殿の方が脇殿よりも高い基壇を伴っていたと考えられており、伊賀国庁でも、掘立柱建物段階の正殿・脇殿の柱掘りかたの深さの差から、正殿が脇殿より高い基壇を伴う建物であったと推定できる。このように、正殿は中枢殿舎として脇殿より格の高い構造になっていたとみられる。

脇殿は、長舎型国庁では桁行が10間以上に及ぶような長舎構造をとる点に特徴がある。脇殿の多くは側柱建物とみられているが、建物の構造はその使われ方とも関わるので、城柵型政庁の脇殿にみられるような間仕切や床束の有無、馬道の有無などを十分に調査検討する必要がある。

『令集解』儀制令凶服不入公門条によると国庁の門は公門とされている。その門形式は、下野Ⅱ期国庁のようにやや変則的な五間門とされている例もあるが、八脚門を基本



図1 国庁の諸例

形式としていたとみられる。

国府の主要建物は創建時には掘立柱建物構造をとっており、礎石建物に変わる時期は8世紀後半ないし9世紀代に下る例が多い。囲繞施設も当初は掘立柱塀で後に築地塀に造り替えられる傾向がある。ただし、伊勢国府のように掘立柱建物が存在しない例や、陸奥・筑後国府のように当初から築地塀とされている例もある。また、下野国府の脇殿のように、9世紀後半以降に再び掘立柱建物に変わっている例がある点にも留意しておきたい。

こうした礎石建物化に伴って、下野・伯耆国府のように、前庭あるいはその一部が舗装整備された例も確認されている。これは前庭空間が拡げられ、儀礼空間としてより重視されるようになったことを意味し、前殿消滅とも関わる。旧地表が遺存していない場合には舗装の確認は容易でないが、柱掘りかた・抜取穴や溝の埋め土などの状況から砂利敷などの舗装を推測できる場合もありうる。

国府の主要建物は、当初は非瓦葺であるが、8世紀中葉から後半以降に正殿・脇殿などで瓦葺が採用されている例が多い。したがって、瓦の分布状況は国府位置推定の有力な手がかりとなる。ただし、陸奥国府のように瓦葺が8世紀前葉に遡る例もあり、瓦葺採用の契機や造瓦体制など瓦の受給関係については国ごとに実態を分析する必要がある（III-2 参照）。また、瓦葺は礎石建物化と一緒に進められたわけではない点にも注意を喚起したい。

儀礼・饗宴空間としての国府 上記のように、国府には細部に違いがみられるが、郡府と比較すると、各国共通した建物配置が採用されていたことがわかる。その建物配置には、大極殿・朝堂院や内裏内郭といった宮城中枢施設、あるいは大宰府政庁との類似性が認められるので、国府の構造はこうした施設を祖型として省略・変形・合成して造り出されたものと考えることができよう。そこには中央政府の強い関心・関与がうかがえ、天平宝字3(759)年に頒下された「国分ニ寺図」（『続日本紀』天平宝字3年11月甲子条）と同様、「国府図」のような形での規格の指示や技術指導がなされていたことも推定しうる。

上記のような類似した構造が各国の国府に採用されているのは、国府がそれぞれの国情に即した行政実務にふさわしい施設として造営されたというよりも、宮城中枢施設に似た儀礼・饗宴空間としての画一的な利用に対応する施設として設けられたことを示すものであろう。すなわち、天皇のミコトモチノツカサとして赴任した国守が、国家権力の威信を在地の郡司層以下に誇示する儀礼の場、あるいは「化外民」や「蕃客」に対する外交・饗宴の場としての国府の機能が最も重視されていたことを推定できる。

この儀礼・饗宴の場としての国府のありかたは、儀制令

元日国司条にみえる元日朝賀の儀式にその一端をうかがうことができる。すなわち、この儀式では、宮中の元日朝賀に準ずるような形で、①国守が属僚・郡司らを率いて朝廷への服属を誓うための拝礼、②天皇のミコトモチとしての国守に属僚や郡司らが拝礼、③国司と郡司ら地方豪族との饗宴、と続く。この儀式では正殿は大極殿に相当する施設として機能したと推定できる。この儀式と結びついた饗宴は、郡司ら地方豪族の服属儀礼の一環としても位置づけられていた。

こうした儀礼の内容を直接復元できる考古資料は少ないが、国府やその周辺から出土する食器群には饗宴に伴うものが含まれているとみられ、その器種構成などの分析によって、饗宴の実態や変化を復原することも可能となろう。そして、国府での饗宴とVI-5で述べる国司館での饗宴との違いや相互の関係などについても今後検討が深められることを期待したい。

このほかに、国府は吉祥悔過の法会などの場としても利用されたことが知られる（『延喜式』卷21玄蕃寮）。

政務の場としての国府 上記のように国府は儀式・饗宴の場としての利用を第一として設けられたが、同時に政務の場としても機能していた。多賀城政庁や筑後枝光国府などで陶硯類が検出され、下野国府西外側の土坑から多数の木簡が出土していることは、国府において文書作成を含む政務が執行されていたことを示している。間仕切された脇殿、後殿やその周辺の建物などが曹司の正庁的な機能を果たしていたことも考えられよう。

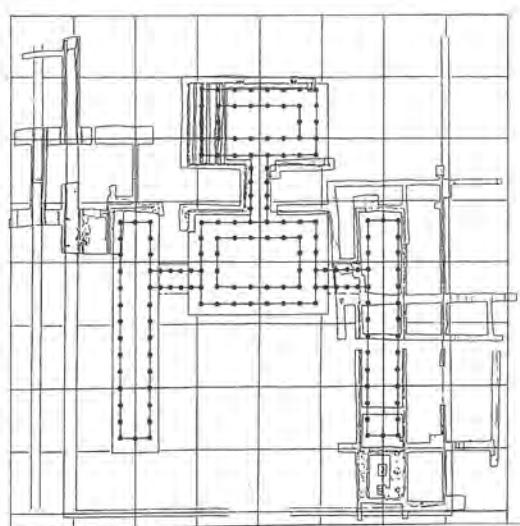
今後は、政府と曹司地区における陶硯類のあり方の違い、国府から廃棄された木簡のあり方などから、国衙曹司での実務と国府での政務のあり方との異同などについて分析を深めていくことも課題となる。

このほかに、国府の前では笞打ちの刑罰も執行された（『日本文徳天皇実録』仁寿3(853)年3月壬子条）。

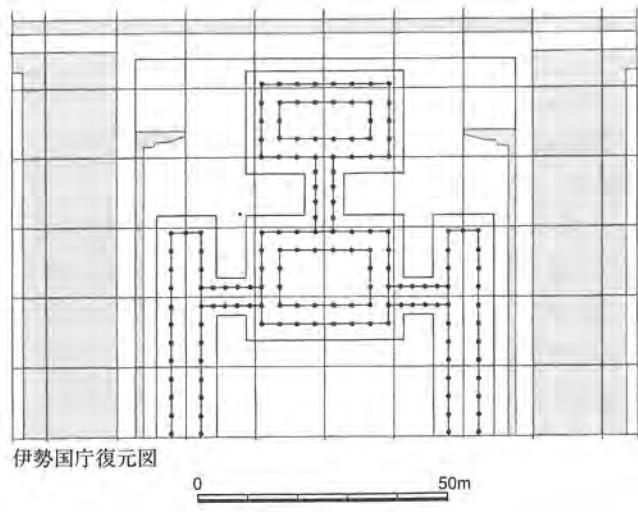
（中山敏史）

〔注〕(1) II期国府とされているものであるが、I期とされる国府は国府と言えるか疑問も残るので、ここでは所在地を付して表記し、III期国府とされているものは朝妻国府と呼ぶことにする。(2) 秋田城政庁も脇殿位置が未調査であるが、本類に含まれると推測できる。(3) 阿部義平「国府の類型について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。(4) 日向国府の場合は辺境国との政治的関係から上国同等の規模が採用されたとも考えうる。

〔参考文献〕中山敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房、1994年。

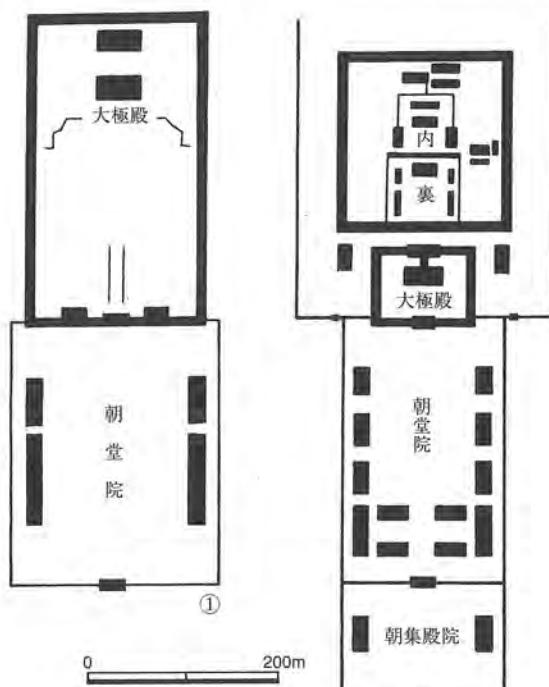


近江国庁復元図

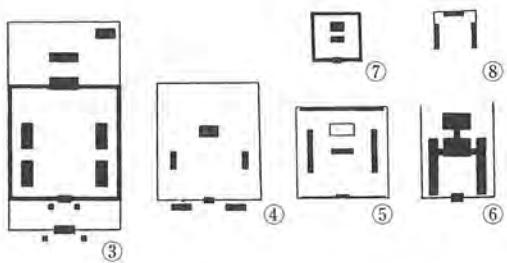


伊勢国庁復元図

図2 近江国庁と伊勢国庁



0 200m



- ①平城宮中央区朝堂院
- ②平城宮東区朝堂院
- ③大宰府政府
- ④多賀城政府
- ⑤下野国府
- ⑥近江国府
- ⑦常陸國鹿島郡府（神野向遺跡）
- ⑧美作國久米郡府（宮尾遺跡）

図3 政庁構造の比較

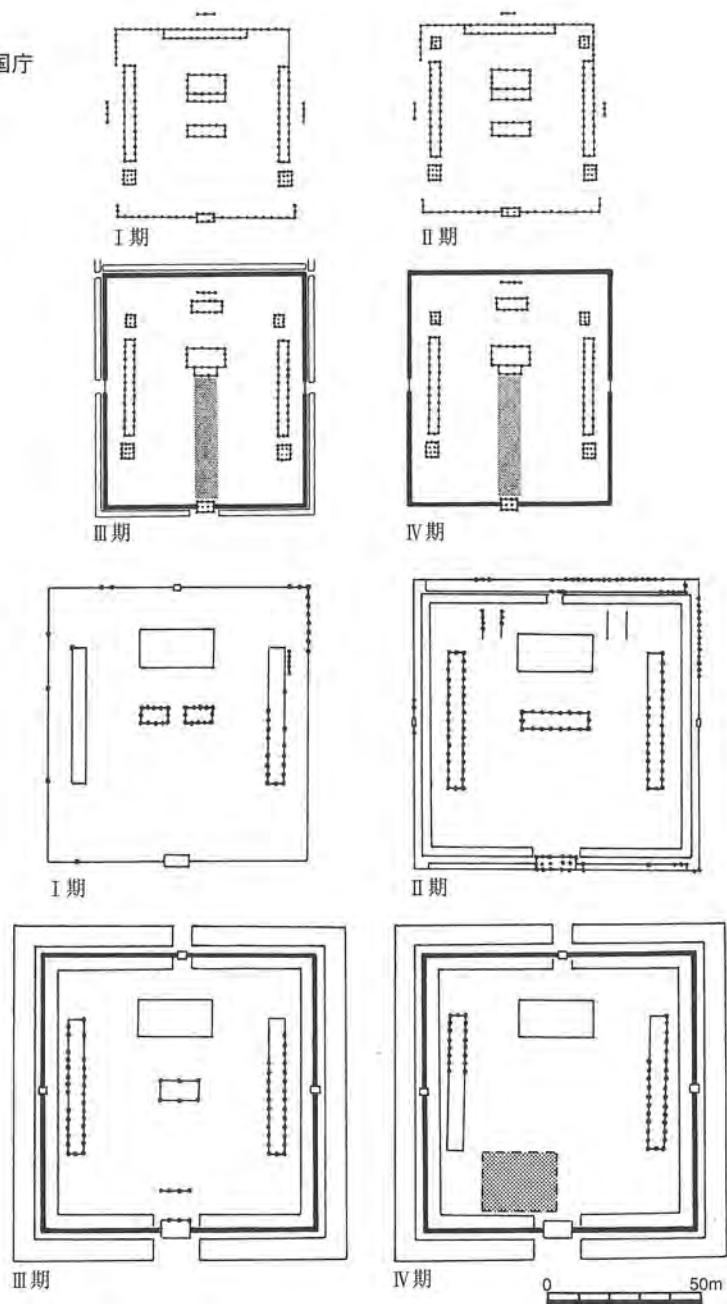


図4 国庁の変遷（上；伯耆国庁 下；下野国庁）

VI-4 曹司

曹司の占地形態 国庁の周辺部に設けられた曹司群の占地形態は次の3類型に大別できる。

[I類] 諸曹司が国庁の周囲に一体的に整然と配置され、全体を溝や築地塀などで囲繞した明確な国衙域を形成しているもの。中枢部に国庁を置き、その周囲を溝や塀で仕切るなどして各曹司の区画が設けられるという構造で、宮城内や大宰府の曹司の占地形態に似ており、宮城型とも言いうる。これまでの検出例では、この国衙域は一辺200~300m程度の方形を呈している。

滋賀県近江国衙跡では、築地塀を巡らした東西2町・南北3町の国衙域が推定されている。この内部に国庁や諸曹司群が整然と配置され、南辺には門が存在したとされている。鳥取県伯耆国衙跡では、大溝を巡らした東西273m・南北227mの方形区画の東南部に51mの東張り出し部のある国衙域が確認されている。内部には、国庁をほぼ中央にして、その周りで方形の曹司区画が検出されている(図1)。

ただし、I類の場合でも、国衙域内の曹司だけで国衙の諸機能が果たされていたわけではなく、国衙域周辺部にも数か所の曹司ブロックが設けられている。

[II類] 国庁とは一体的に配置されてはいないが、曹司が計画的な地割に従って集中配置されているもの。

伊勢国庁の北方では建物群が120m四方の方格地割に従ってそれぞれ院を形成し配置されていたとみられている。しかし、これら曹司群全体を囲繞する施設はなかったらしい。ただし、この建物群中には国司館が含まれている可能性もある(図3)。

[III類] 各曹司は溝や塀で囲繞された院を形成したり、囲繞施設を伴わない場合でも建物がひとまとまりの群をしているが、各曹司は独立・分散的に設けられており、I類のような国庁・曹司群を囲む明確な囲繞施設はなかったとみられるタイプである。散在型とも言いうる。下野・筑後・肥前国衙跡などの例がある。

国庁周辺の主要街路に沿うような形で設けられている例もあるが、必ずしも統一された地割計画のもとには配置されておらず、肥前国衙のように曹司ブロックごとに建物方位が異なっている例もある(『官衙I』15頁図2)。

このIII類の場合には、国衙の範囲は官衙施設がまとまりをもって分布する範囲という形でしか把握できない場合が多く、その範囲はI・II類の国衙域の規模をはるかに上回り、数百mから1km以上の長さに及ぶ場合もある。

また、このタイプの場合には、国庁や諸曹司が他の施設の分布域から空間的に分離されたあり方を示しているとは

かぎらない。すなわち、国庁と曹司、曹司と曹司との間に、国司館や徭丁らの居所あるいは民家などが介在していた場合もありうる。筑後国衙では、風祭地区の曹司と介の館とみられる国司館とが並置されている状況が明らかにされている。このように、国庁・曹司と国司館あるいは民間施設とが混在し、国衙の範囲と国府の範囲とが重なり合い、両者を空間的に分離できない場合も少なくない。したがって、国庁、国衙、国府は、都城にみられる「大極殿・朝堂院」「宮城」「京」に対応するような三重の枠組み・範囲を示すとはかぎらない。

このように、国衙跡の調査に着手する場合には、宮城のような方形区画のイメージを一元的に思い浮かべるのでなく、各国衙の立地する地形や歴史的環境などに制約された多様なあり方を示す可能性も念頭に置いた調査計画を立てなくてはならない。

城柵型の国衙 宮城県多賀城跡や岩手県城輪柵遺跡の場合には、国庁にあたる政庁を中央部に置き、周辺に曹司が配置され、その国庁・曹司群全体を柵木や築地塀などで囲む構造になっている。その規模は、多賀城跡では一辺約700mから1000m以上の不整形、城輪柵遺跡では一辺約720m以上の方形で、他の国衙域の数倍に及び、国府の範囲に匹敵する規模となっている。

これらの曹司のあり方はI類に含まれるともいえる。しかし、多賀城では内部には兵舎とみられる堅穴建物群なども設けられている点で、城柵型の国衙としての特徴を示している。おそらく蝦夷との緊張関係に対応して、他国では国衙域外に置かれた曹司や曹司以外の諸施設の多くも郭内に取り込んだ形になっていたのであろう。

曹司の構造 全体像が明らかな曹司の例は少ないが、曹司は複数の建物群で構成されているのが一般的であったとみられる。曹司によって方位が異なる国衙でも、これらの各曹司ごとの建物群は、方位を揃え、計画的な建物配置をとる様相がうかがえる。中には、福岡県筑後国府跡風祭地区や島根県出雲国府跡国庁北側地区の曹司のように、40尺・10尺単位の高度な地割計画が復原されている例もある。また、伯耆国衙では曹司地区からも廂付建物が検出されているように、各曹司では中核となる殿舎を設け、複数の建物でおこなわれていた下部組織の実務をそこで統括する形をとっていた可能性が高い。

『朝野群載』卷22「國務条々事」には「税所」「大帳所」「朝集所」「健児所」「国掌所」「政所」などがみえ、国衙行政は多くの「所」で遂行されていた。下野国府跡出土の8世紀前半の木簡にも「藤所」とあり、「某所」の出現は国衙成立期に遡ることが知られる。ただし、上記の「某所」が、それぞれ独立した曹司にあたるか、またそれぞれ独立

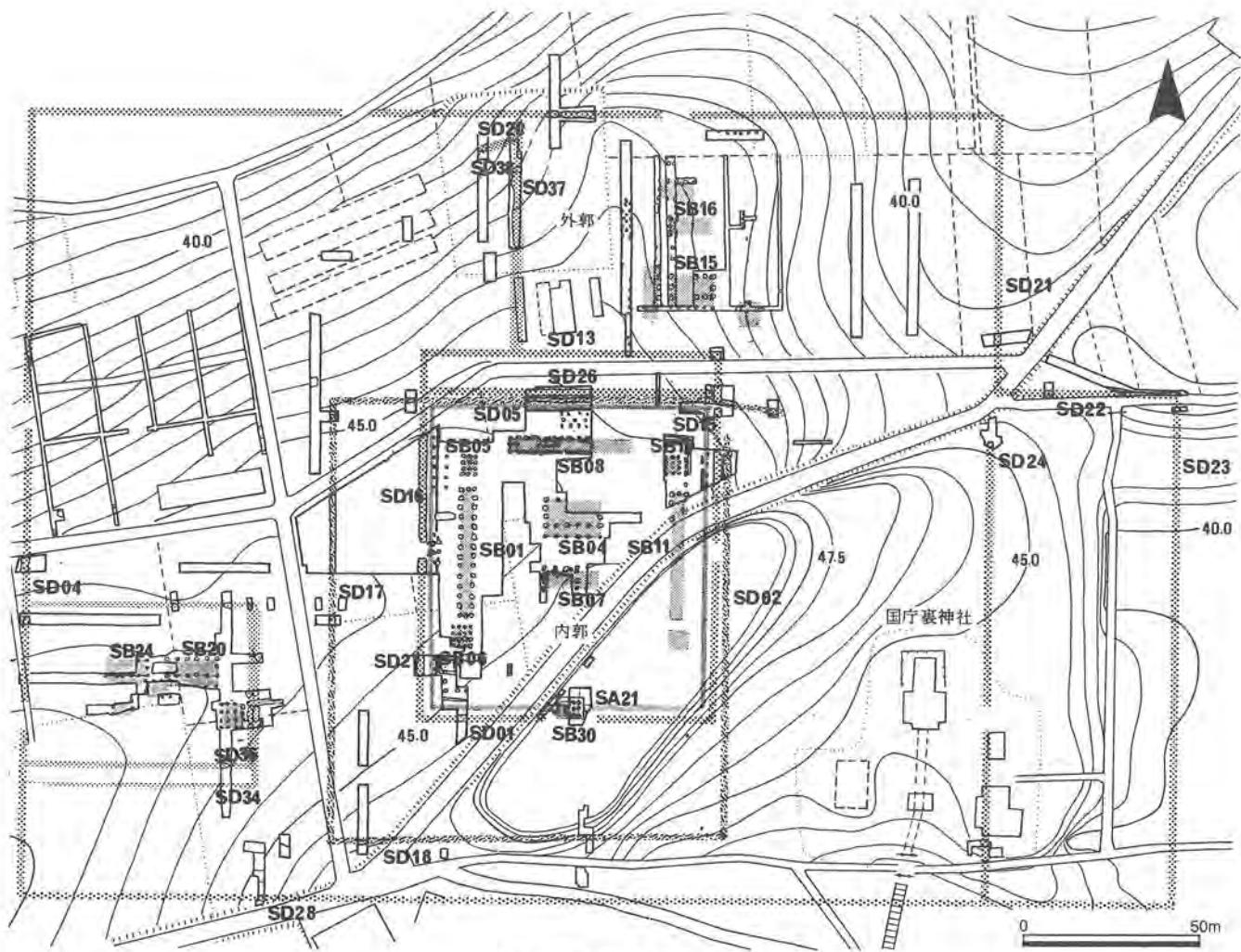


図1 伯耆国衙遺構配置図

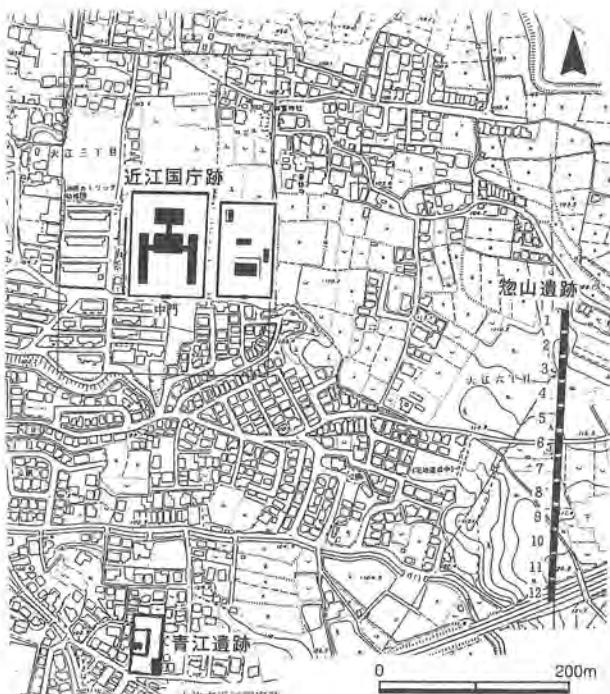


図2 近江国庁と惣山遺跡

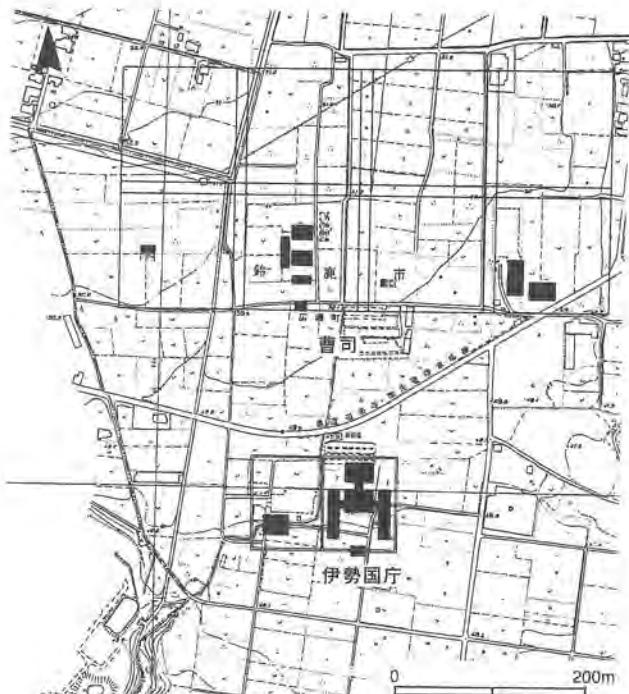


図3 伊勢国庁と曹司

した官舎を伴っていたか否かについては検討を要する。

曹司の変遷 伯耆国衙域内の曹司には、4期の変遷がみられるが、8世紀末から9世紀にかけて、国庁の整備と一連の改作がおこなわれている。これらの曹司はその位置からみて国庁と直接的な関わりを持っていたと考えられ、そのため国庁と一体的な改作がおこなわれた可能性がある。こうした曹司の変遷のありかたも、その曹司の機能を考える上で重要な手がかりとなりうる。

上記の伯耆国衙の例は建物配置が比較的踏襲されている例であるが、出雲国衙の国庁北側地区や筑後国衙の風祭地区の曹司のように、建物構成や建物配置が大きく変化し、国庁に比べて踏襲性や継続性が希薄な例が一般的である(図5)。筑後国衙の例のように、造営方位が時期によって変化している例もある。こうした曹司の変化は実務内容の変化や機構改革等に対応して施設の改変がおこなわれたことを示すのであろう。

この曹司の変遷は、国によって、また曹司によって多様であるが、一般的に8世紀前半期の曹司の施設は少なく、8世紀中頃以降に官舎が新設・増築され拡充されるという傾向が認められる。たとえば伯耆国衙の例では、8世紀末ないし9世紀以降に建物数の増加や礎石建物への変化がみられる。

このような曹司の変遷は、国衙機構の拡充と実務の独立分化が8世紀後半ないし9世紀以降に進行したことを示すものと考えられる。前述した「所」にもこの時期に成立したもののが多かったと推測される。裏返せば、8世紀中頃までは、国衙を構成する曹司あるいはその下部組織の数が相対的に少なかったことを示唆している。前掲I類のような明確な国衙域を伴う例が少ないので、多くの国衙の場合、当初から国衙域が確保され諸曹司が分化し整備されていたのではなく、8世紀後半以降の国衙行政の整備拡充に伴って、曹司の諸施設が、街路沿いなどの適当な場所を選びながら、順次新設・増加されていった過程を物語るものであろう。

曹司における行政実務 曹司でおこなわれた行政実務としてはまず第一に文書・帳簿作成をあげることができよう。天平5(733)年の「出雲国計会帳」によると、各種の文書が中央政府に申送されていたことがみえる(史料3)。曹司にはこうした多数の帳簿や文書の作成を業務としていたものがあったと考えられる。兵庫県但馬国府跡からは、「官稻」「造寺米残」「租未進」「田租」「佐須郷田率」「田公税帳」などと記された平安前期の題箋軸の木簡が出土している(図9)。これらは、「税所」「田所」「収納所」「検田所」などで作成された帳簿類とみられている⁽¹⁾。

各部署における文書作成実務の実態解明には硯も有力な

手がかりとなるが、その分析作業はまだ緒についた段階といつてよい。

次に、租税の徵収・管理・貢進、国衙の運営・維持に関する諸物資・経費の調達やその出納事務などの実務をあげることができる。

但馬国府跡出土の(表)「式部卿」(裏)「□文」と書かれた題箋木簡は、式部卿の封戸を管轄していた曹司の存在を示す資料である。

静岡県藤井原遺跡や御幸町遺跡は調煮堅魚の加工センター的な役割を担っていた集落跡と推定されている(X-5参照)。駿河国の調煮堅魚荷札木簡に国衙公文様書風がみられるように、こうした調庸物の調製や合成、税物の勘査には国衙も関与していたことが知られ、国司の指揮の下に実務を担当した曹司が存在したとみてよからう。

近江国衙域から南東に400mほど離れた滋賀県惣山遺跡では、7×4間の礎石立ち瓦葺の大型縦柱高床倉庫12棟以上を直列に配置した官衙ブロックが検出されている(図2)。正倉とは異なり、その性格は判然としないが、このように物資出納に関わる曹司も存在した。ただし、このような特異な倉庫群は近江国だけの特殊例かもしれない。

また、鳥取県不入岡遺跡(II期)では、並列配置された長大な建物群が検出されている(図8)。これらは建物の格式や構造、出土遺物が寡少なこと、河川に隣接した立地などからみて、輸京する調庸物などを一時的に集積・保管した施設であったと推定しうる。この地は伯耆国衙から1.5km離れているが、徵税関係曹司にはこのように国衙から別置された施設も存在したとみられる。

工房を伴う曹司 発掘資料によって判明している曹司の業務内容には鉄製品などの物品製作がある。周防・近江・美作・筑後・相模国府跡などでは鍛冶工房跡が検出されており、鉄製品製作にあたる曹司が存在していたことを示している。伯耆国衙跡からは鏡の鋳型、下野国府跡では漆籠とみられる木製品が出土しており、銅製品鋳造や漆関係の工房も存在したことが知られる。

こうした工房を伴う曹司には、天平6年度「尾張国正税帳」にみえるような年料器仗の生産にあたっていたものも存在した(史料1)。「買進甲料皮」と記された下野国府跡出土木簡は、甲の材料である皮を国衙に貢進させていたことを示すものである(写真2)。弘仁13(822)年閏9月20日の太政官符(『類從三代格』卷6所収)には「造年料器仗長」や「造年料器仗丁」がみえ、これらの工人を国衙工房に集めて武器製作等に従事させていたとみられる。茨城県鹿の子C遺跡は、常陸国衙の管轄下で年料器仗の製作などにあたっていた曹司の実態を示す好例である。

この鹿の子C遺跡は、工房や工人らの宿泊施設とみられ

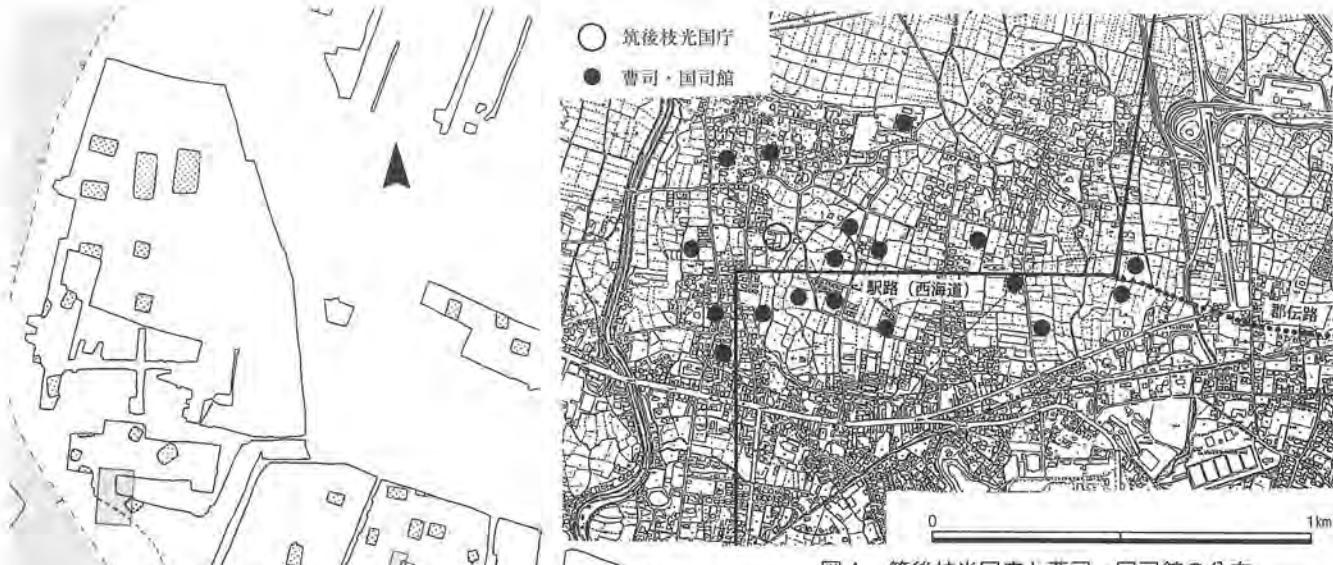


図4 筑後枝光国庁と曹司・国司館の分布



①Ⅱ期 ②Ⅲ期 ③Ⅳ期

図5 筑後国府井葉・風祭地区曹司の変遷

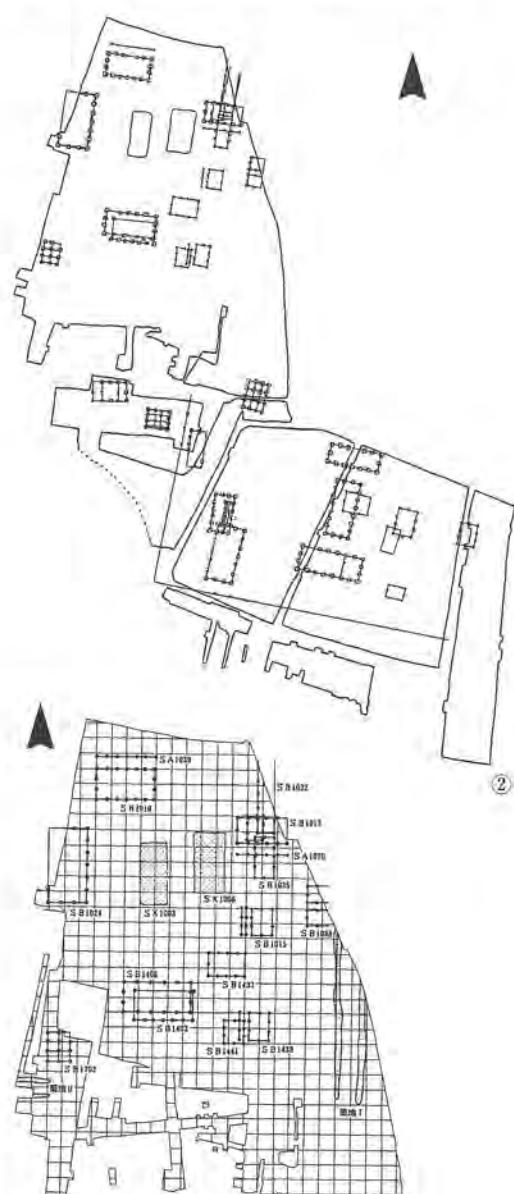


図6 筑後國府風祭地区Ⅲ期の建物配置

る堅穴建物群と、生産量の管理や工人らの監督にあたった国司あるいは雑任らの執務棟、製品の収納倉庫とみられる掘立柱建物群とで構成されている。また、「矢作家」「鞘作」の墨書き土器（図10）から、分業生産がおこなわれていたこともうかがえる。物品製作の現業を担当する曹司では、このように工人組織や諸施設がある程度分化していた可能性がある。したがって、工房群が検出された場合には、管理部門にあたる施設の有無確認や作業内容による組織分化の実態解明も重要な課題となる。

工房を伴う曹司には国衙から離れた場所に置かれたものもある。陸奥国衙直営の製鉄工房跡と考えられている宮城県柏木遺跡は、多賀城の東方約4km離れた場所に位置している。また、栃木県三毳窯は下野国衙の官営瓦窯とみられている（III-2参照）。こうした工房関係の曹司は、その原材料などを入手しやすい場所などに別置されることが多かったとみてよい。また、下野国府跡出土木簡に「造瓦倉所」「造厨□」がみえるように、官衙施設の造営を担当する臨時的な曹司が設けられることもあった。

このほかに、製紙や紡織を担当する曹司も存在した（史料2）。これらを遺構として識別する指標や方法はまだ得られていないが、静岡県御殿・二之宮遺跡から出土している「綾生」の墨書き土器は、遠江国府内またはその近くに紡織関係曹司が存在していた可能性を示している。

国厨家 国衙には食事の供給にかかわる曹司も存在した。下野、三河、相模、周防、薩摩国府跡などで出土している墨書き土器の「国厨」は、国衙の厨家の備品であることを示している。この厨家を国厨家と仮称する。国厨家は、郡厨家と同様、食膳準備や食糧・食器の調達・管理を職務としていた曹司であったとみてよい。

国厨家の業務としては、元日朝賀などの公式行事に伴う饗宴などの食膳準備をまずあげることができよう。また、『万葉集』（4250）には越中国の介の館で大帳使大伴家持を送る「国厨之饌」が催されたことがみえ、『朝野群載』卷22「國務条々事」には「新任之吏。著國之日。以後三箇日之間。必有_ニ調備供給_ニ。」とあるように、国司館での宴にも国厨家が動員されることがあった。

この国厨家は下部組織を備えていた。秋田城跡出土の墨書き土器「厨上」「酒所」、下野国府跡出土の漆紙文書にみえる「炊所」は、国厨家に上・下の組織や、いくつかの「所」があり、それらが業務を分割しておこなっていたことをうかがわせる資料である。

また、国厨家は、国衙域の一郭を構成する施設のほかに出先施設も備えていた。大宰府の場合には、主厨司が出先機関として津厨を置き、厨戸396戸を抱えていた。福岡県海の中道遺跡はその厨戸の集落と考えられている遺跡であ

る。ここでは製塩や漁業がおこなわれていたことが判明しており、塩や海産物を大宰府に貢進していたものと推察されている。

この大宰府の場合と同様、国衙で消費する食料の調達にあたっても、別置された国厨家の下部組織が大きな役割を果たしていた可能性が高い（X-4参照）。

交易 国内の行政や官衙の日常的な維持運営に必要な物資を調達する手段として交易は重要な位置を占めていた。国府市や国府津はその交易活動の主要な場であった。

周防国府跡では、古代の海岸線に近い「浜ノ宮」や「船所」地区で、港湾施設とみられる掘立柱建物群や舟着き場状の護岸施設が検出されている。岡山県百間川当麻遺跡も備前国の国府津などの可能性が指摘されている遺跡である。こうした交易活動の拠点にも物資の調達・輸送などの業務を担当する曹司が置かれていたとみられる。

非実務的曹司 このほかに、近江国府東側、伊勢国府西側、下野国府南側などでは、基壇を伴う大型の礎石建物を配した一院が検出されている（図2・3、129頁図1）。近江・伊勢国の例では国府に準じた規模の院を形成し瓦葺建物を伴っている。これらの官衙ブロックは、行政実務を分掌した通常の曹司とは異なる様相を示しており、饗宴あるいは儀礼のような特殊な利用を目的とした施設であった可能性が高い。とすれば、国府での儀式とこの官衙ブロックでの饗宴または儀式との施設の分化を意味することになるが、その性格究明は今後の課題である。今後、他の国府跡でもこうした官衙ブロックが検出される可能性があろう。

曹司は上記のように各種の職務を分掌している。その実務内容の違いなどに起因して、各曹司の建物群の構造・規模や配置は多様であり、国府のような定型的な建物配置を見いだすことは困難である。したがって、工房跡など特殊な遺構や遺物が検出される曹司以外では、限定された発掘区の検出遺構だけから国衙の曹司を識別することは容易でない。また、国衙行政に伴う諸業務は、国府周辺の曹司で遂行されるばかりでなく、国衙から離れた場所に別置された曹司によっても国衙機能は維持されていた。その意味では、国府、国司館、他の国府周辺の曹司との関係、別置された曹司との関係、出土遺物の特徴などを総合的に検討して初めて、その曹司の性格付けが可能となると言つてよい。

（中山敏史）

〔注〕(1) 寺崎保広「但馬国府の木簡」『日高町文化財講演会記録』1、1989年。

〔参考文献〕中山敏史『古代地方官衙遺跡の研究』 執筆房、1994年。

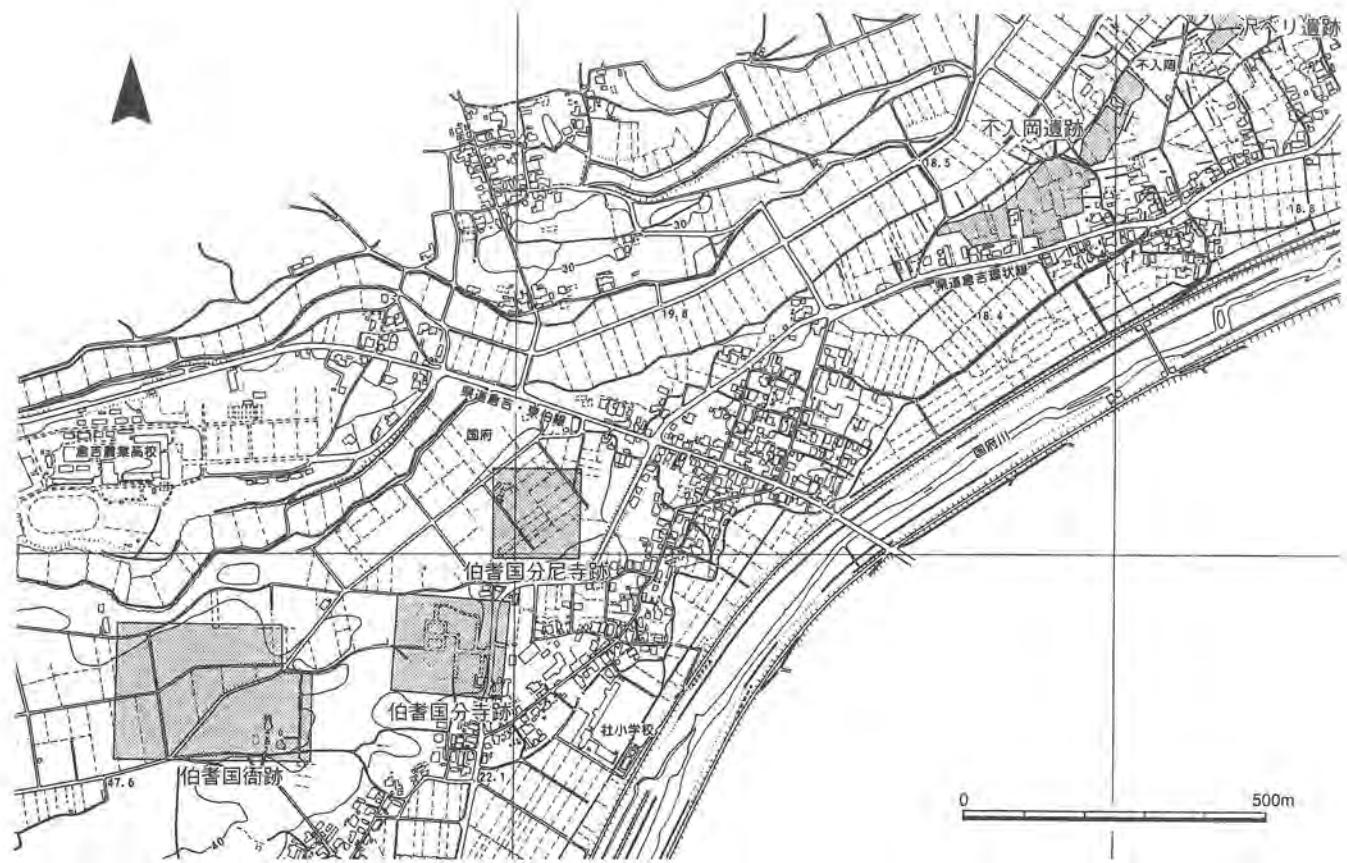


図7 烏取県伯耆国衙跡と不入岡遺跡

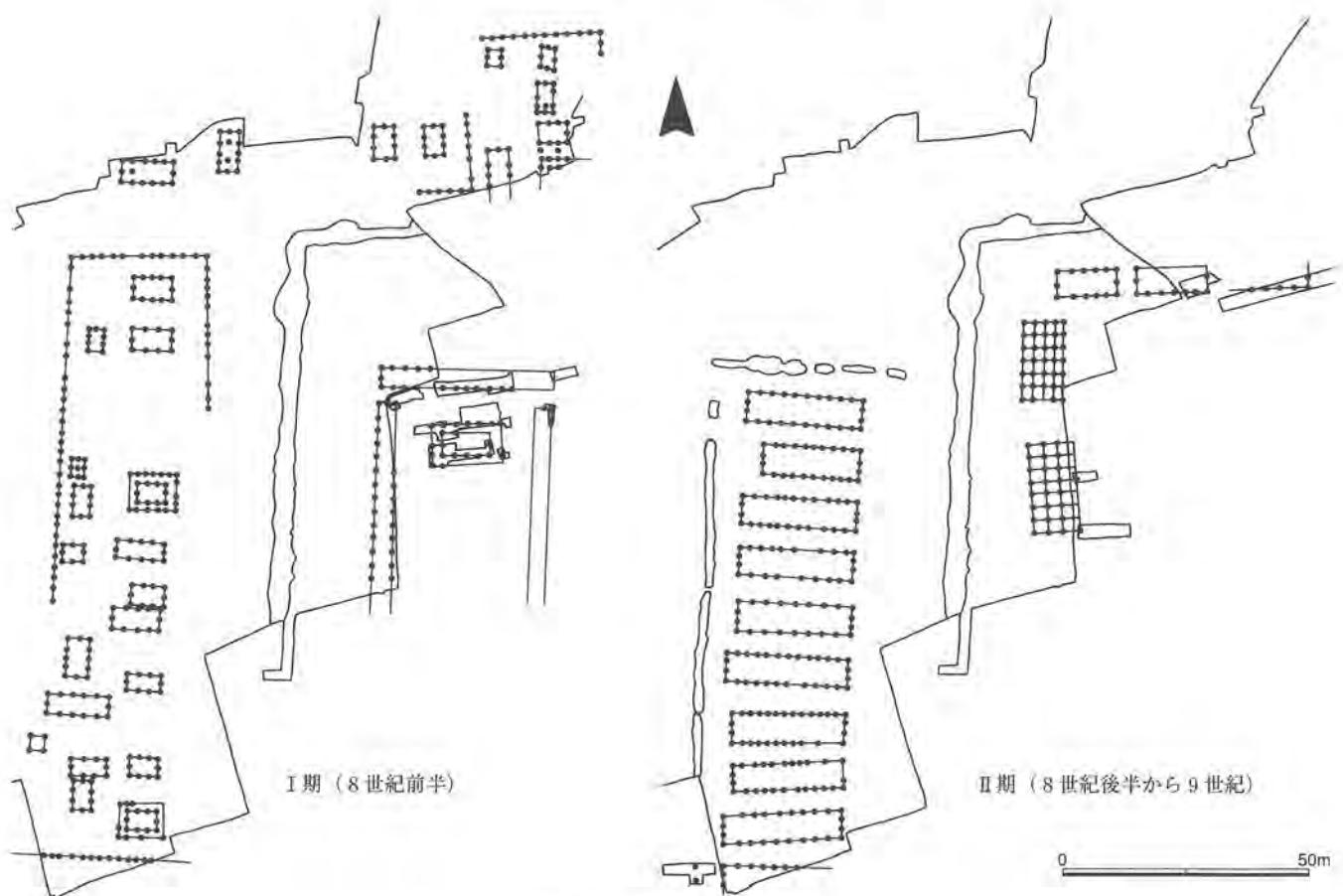


図8 不入岡遺跡遺構配置図

解辨官解文肆拾壹條
天平五年 八月

一一二日進上公文漆卷肆紙 調帳肆卷 運調脚帳壹卷
匝丁帳貳卷貳紙 過期限帳壹紙
運調綱帳 壹紙

右附運調使史生少初位上子之法次進上

一九日夏調過期限遲進事

一同月十九日進上水精玉壹伯伍拾顆事

一同日進上主當調庸國郡司歷名事

一同日進上無國司等營造家事

一同日進上主當地子交易國司目正八位下小野臣淑奈麻呂事

一同日進上公文壹拾捌卷參紙 大帳二卷 郷戸課丁帳

帳一卷 放奴婢帳一卷 逃亡滿六年帳一卷 神龜五年

以來逃亡帳一卷 割附奴婢帳一卷 争戸帳一卷

遣服人帳一卷 高年及殘疾以上帳一卷 計會帳一卷

大稅出舉帳一卷 郡稻出舉帳一卷 公用稻出學一卷

九等戶帳一卷 麦帳一卷 主當調庸國司并郡司帳一紙

主當地子交易國司歷名帳一紙 無國司造家帳一紙

一同日進上驛起稻出舉帳壹卷

一同日進上真珠多拾顆 上二十顆 中五顆 下十五顆

一同日進上水精玉壹伯顆事

右捌條附大帳使史生大初位上依網連意美麻呂進上

十一月
一井一日進上公文壹拾玖卷貳紙 考文三卷 考狀一卷 選文
一卷 寺財物帳一卷 斎會帳一卷 放生帳一卷 僧尼帳
帳一卷 桑漆帳一卷 干菜帳一卷 鶴帳壹卷 四季
帳四卷 摆郡司帳一卷 復任郡司狀二紙

一同日進上公文貳拾陸卷肆紙 考文一卷 考狀一卷 兵士簿
卷 點替簿四卷 儲士歷名簿一卷 燒守帳一卷 道守帳



(46)・26・5



(123)・25・9



(60)・25・5

〔寛平九年〕
〔養父郡 買田券〕

図9 但馬国府出土木簡（題籤）



写真1 下野国府跡出土木簡1

史料1 天平六年度尾張國正税帳

(略)

營造兵器用度價稻陸伯玖拾肆束玖把

挂甲陸領新稻陸伯東 壴領新稻壹伯東

橫刀鞘壹拾陸口 新稻壹拾玖束貳把壹口

新稻壹束貳把 生糸一分二銖直

弓肆拾張新稻陸束

壹張新稻壹把伍分

握纏鹿革一枚 長六尺一寸 廣二尺五寸

張別方五寸直

箭伍拾具新稻柒束伍把

壹具新稻壹把伍分

生糸一
銖直

胡祿伍拾具新稻肆拾伍束

壹具新稻玖把

生糸三銖 直稻四把五分 緒鹿

洗革長二尺 廣三寸 直稻四把五分

斬肆拾卷新稻壹拾柒束貳把

壹卷新稻

肆把叁分 鹿革長九寸 廣五寸 直稻三把三分
皮長二尺三寸 廣五分 直稻一把 緒鹿洗

修理綾綜壹拾柒具新絲壹拾陸斤捌兩

(略)

史料2 天平四年度越前國郡稻帳

(略)

錦綾羅機合壹拾參具綜壹伯壹拾肆條

錦機別廿八條羅機
別二條綾機別六條 新糸壹伯叁拾捌斤捌兩直

稻叁仟肆伯陸拾貳束伍把 斤別廿五束

錦機貳具綜伍拾陸條 機別廿八 新糸肆拾貳斤

綾機玖具綜伍拾肆條 機別廿六 新糸捌拾柒斤捌兩

大野郡壹仟捌伯束 江沼郡壹仟陸伯陸拾貳束伍把

(略)

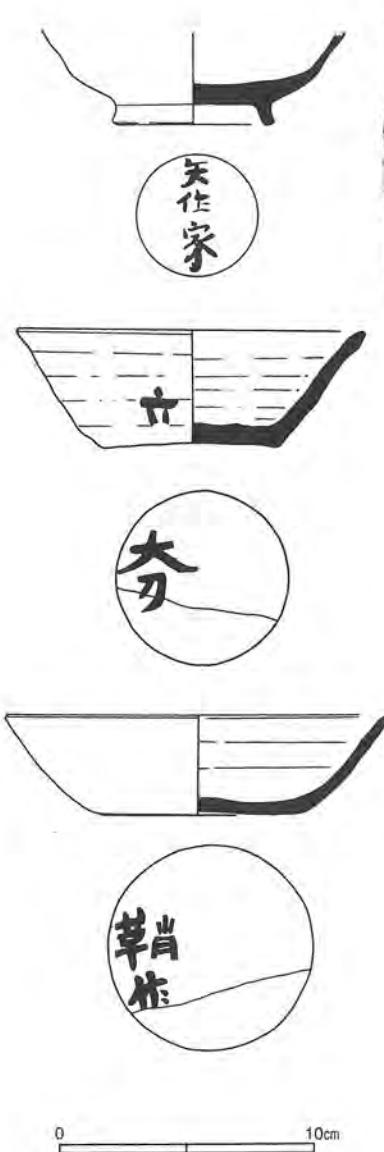


図10 茨城県鹿の子C遺跡出土墨書き土器

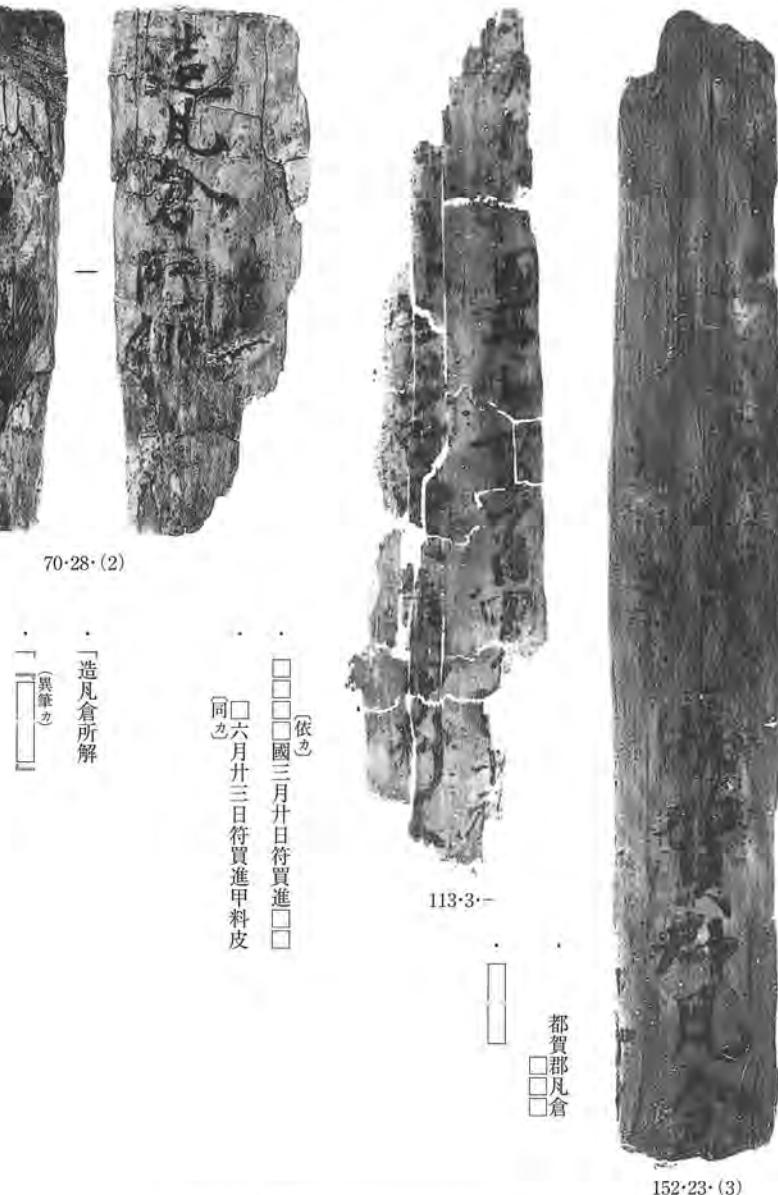


写真2 下野国府跡出土木簡 2

VI-5 国司館

国司館の構造　国司館の遺構は、陸奥・下野・三河・筑後国府の例などわずかしか知られていない。

下野国府跡の例では、8世紀後半から9世紀代にかけて、東西約70m・南北約100mの敷地を掘立柱塀で囲繞し、東西に直列する2棟の片廂建物を中心にして、その前後に三面廂建物や無廂建物数棟などを配した一院が検出されている（図1-①）。「介^{〔館〕}」の墨書土器が出土しており（図1-②）、介館と推定されている。主要殿舎は高度な地割計画に従って配置されている。9世紀代には廂付建物や南門は礎石立ちとなる。

福岡県筑後国府跡の風祭・ギャクシ地区では、築地塀で区画された東西約80m・南北約110mの一院内で9世紀代の長大な掘立柱建物などが検出されている（図1-⑥）。「介」の墨書土器や緑釉花蝶文香炉（図1-⑥）などが出士しており、介館と推定されている。

宮城県山王遺跡千刈田地区では10世紀前半頃の大型の四面廂建物を中心とする掘立柱建物群や井戸が検出されている（図1-⑤）。施釉陶器・磁器、「厨」墨書土器、「右大臣殿／錢馬収文」と書かれた題籠木簡などから、陸奥国守の館と推定されている。

また、鳥取県因幡国府跡では、平安末から鎌倉時代に下る例であるが、中島のある楕円形の池と掘立柱建物が検出されている。池殿を伴う国司館であったとみられる⁽¹⁾。

上記のように国司館とみられる建物の構造や配置は多様である。しかし、方一町近くの院を形成し、廂付建物、その前面の広場、副屋・雑舎とみられる複数棟の建物で構成されるという基本構造を見いだすことができる。有廂建物、礎石建物、築地塀、あるいは苑池を伴う例があることは国司館の格式の高さを示している。また、中枢殿舎の前面の広場は、後述する国司館での儀礼的行為の場として重要な構成要素であったとみられる。

ところで、秋田城跡出土の漆紙文書には、「介御館」の「務所」宛に差し出された手紙がある。これは国司館に務所という事務を執りおこなう家政機関的な部署が存在していたことを示している。下野国の例のように中枢建物2棟を東西に並置するのは、そうした国司館内部での組織分化に対応した姿の一端を反映しているものかもしれない⁽²⁾。

国司館の変遷　下野国の介館の例では、8世紀後半から10世紀初め頃にかけて4期の変遷をたどるが、2棟の中枢建物や囲繞施設は各期を通じてほぼ同位置・同規模で建て替えられている。

『続日本紀』天平15(743)年条、『類聚三代格』卷7の弘

仁5(814)年6月23日太政官符などによると、国司が旧館に住まず新館を造ることを禁止している。上記の下野国の例は、こうした禁令を遵守した例かもしれない。しかし、他の例では存続期間が短かったり、建物配置が大きく変化するといった様相がみられる。こうしたことは、新任国司が旧館の改築や館の新築をおこなっていた実態を反映するものであろう。

国司館の機能　国司館は中央派遣官である国司の宿舎であったが、『万葉集』卷17・18・19には国司館における四度使送迎の饗宴のことがみえ、『土佐日記』には国司交替の際に守の館で送別の宴が催された様子が記されている。筑後国府や山王遺跡の例では、供膳形態の土師器、緑釉陶器・灰釉陶器・青磁・白磁などが多数出土しており、そうした国司館での饗宴を裏付けている。

また、『続日本紀』天平宝字5(761)年8月癸丑朔条には、美作介が「恣行_ニ國政_ヲ。獨自在_ニ館_ヲ。以印_ニ公文_ヲ。」とみえる。また、『朝野群載』卷22「國務条々事」によれば、新任国司の着任に際して、新司の館にて印鑑の受領がおこなわれたり、新任国司の着館の日に、見参に訪れた「所々雜人等」が庭中に列立し「其職其位姓名」を述べたりしたことが記されている。このように、国司館は政務や儀礼的行為の場としても利用されていた。

山王遺跡の例や下野国東北部のブロックでは、国府の衰退期である10世紀前半に大規模な有廂建物が造営されている。こうした事例は、国司館が国府に代わる儀礼や政務の場として大きな役割を担うようになってきたことをうかがわせる。

また、国司館には、国衙を離れたところに設置され、稻の出拳や職分田経営など、経済活動の拠点としての役割を果たした例もあったと推定されている⁽³⁾。

この国司館については、傍証となる出土遺物がみられない場合や他の官舎群の検出が進んでいない場合には、曹司と識別することは容易でない。そのため、まだ遺構として確定できる例が少ない。したがって、今後は、曹司や貴族邸宅などの比較検討も進め、国司館としての特徴を抽出する作業がまず必要となる。また、四等官のランクによる国司館の格差の有無、国司館における組織分化と国司館の構造との関わりの分析など、国司館についてはこれから取り組むべき調査研究課題が多い。

（中山敏史）

[注] (1) 下野国府跡からは「池殿」の墨書土器が出土している。
(2) この配置は長屋王邸など平城京の貴族邸宅の中核部と類似しており、興味深い。(3) 鬼頭清明「国司の館について」『国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。

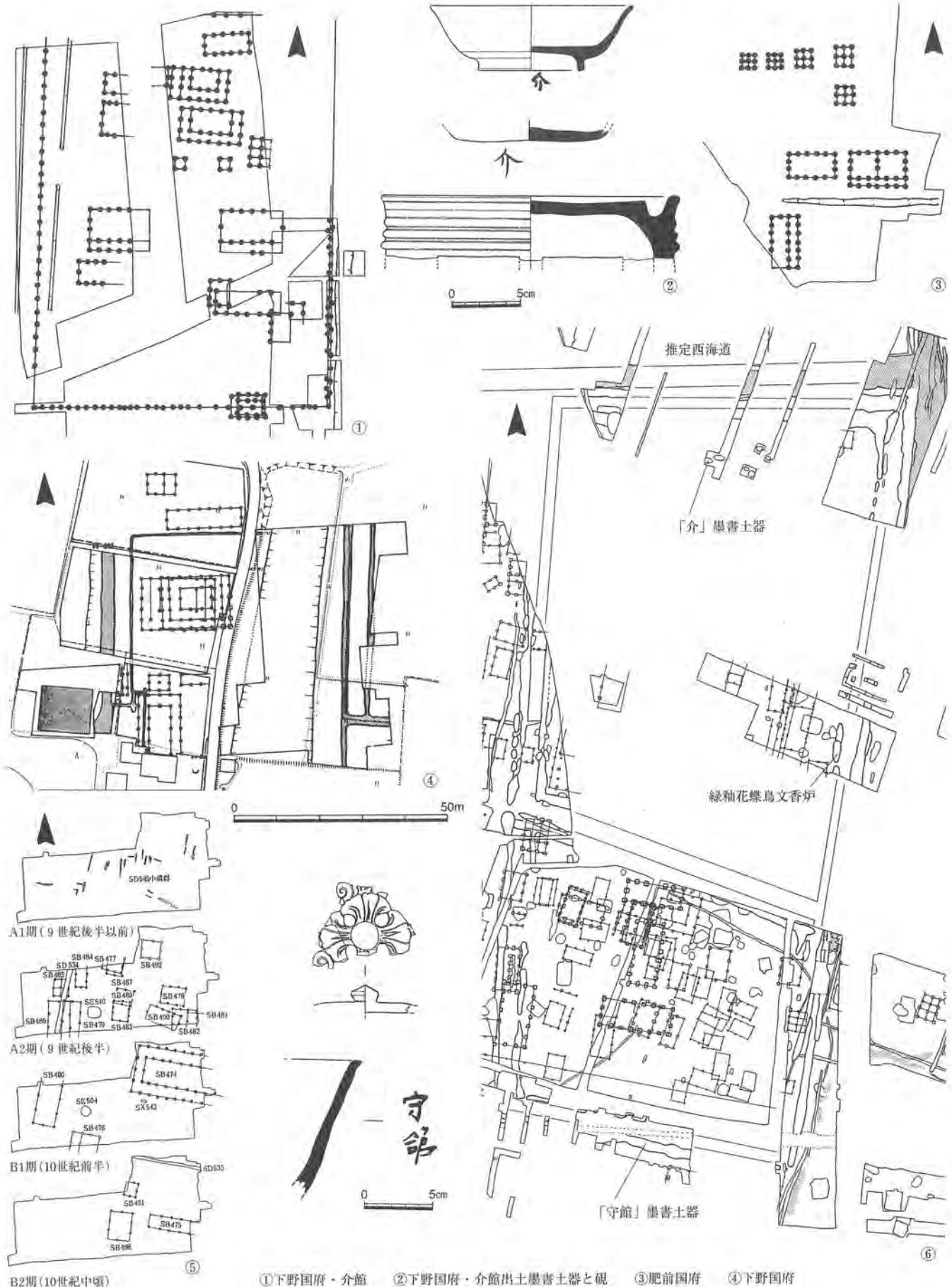


図1 国司館と推定される遺構例

VI-6 国府の景観

旧説への疑問 国府の形状については、1933年、現畦畔などに基づいて周防国府の復元プラン（図2）を示した三坂圭治らの歴史地理学的研究以来、次のような通説的見解が示されてきた。すなわち、国府は一般に、周囲を土塁や濠・河川などで囲んだ条里の四～九町ほどの方形域を形成しており、京の条坊制方格地割と同様に、条里一町単位に朱雀大路などに準じた街路が碁盤目状に施工された人為的地方都市・文化的都市というものである。そして、この都城ミニチュア説が前提とされ、現存条里地割や道路あるいは古地図の地割、地名等から諸国のいわゆる方八町域が線引きされてきた。

しかし、周防国府跡の発掘調査では、いわゆる方八町域の囲繞施設とされてきた土手が、中世末期の天井川によって形成されたものであったこと、古代の国府関係施設とみられる遺構が推定方八町域外に広がっていること、一町方格地割の街路推定線をまたぐ形で建物が造営されていることなどが判明した。また、近江国府でも、前述した惣山遺跡で、いわゆる方八町の東南辺推定線をまたぐようにして、8世紀代創建の高床倉庫列が検出されている（137頁図2参照）。

このように各國府の発掘調査では、旧来の都城ミニチュア説を覆す遺構が検出されている。したがって、方八町に代表される従来の国府域の想定は再考をせまられているといえ、それに固執した調査計画は有効性に欠けると言わざるを得ない。

国府地割の実態 国府の地割についてこれまでの発掘調査で明らかになっているのは次のような点である。

①中心的な街路の存在。下野国府では国庁前面から9m幅の南北道が延び、筑後国府では枝光国庁の南側に西海道と推定される道が検出されている。これらの道路は、京の朱雀大路や二条大路などと同様、国府を莊厳し、また儀礼的行為などをおこなう空間として機能していたとみてよからう。

②計画的な地割の存在。下野国府では道路側溝の肩や堀が条里1町ないし半町単位の地割計画線に揃えられている例があるとされており、周防国府で検出されている溝・道路・堀などにも条里1町に近い間隔で設けられている例がある。また、伊勢国庁の北方では120m（400尺）四方の方格地割が推定されている（137頁図3）。また、多賀城南側の宮城県山王遺跡・市川橋遺跡では多賀城南門から延びる大路とこれに斜めに交差する大路とを基準とした菱形の方格街路が展開している（IX-1参照）。このように、国府に

は地割の計画性が認められる。ただし、上記のように国府の地割は多様であるので、国府の地割遺構の検出や地割復元に際しては、独自の地割単位、令小尺あるいは地方独自の実長の物差し使用の可能性、非均等地割、地割線と施設の施工方式などを考慮した柔軟な調査・検討が求められると言える。

③主要街路を基準として国司館や曹司などを配置（図6・7）。武藏国府跡でも掘立柱建物群や堅穴住居群に方位の統一性が認められる例があり、建物造営に際しての規制が存在したことを示している。宮城県山王遺跡の調査では、東西大路沿いに国司クラスの邸宅が並び、そこから離れたところに中下級の役人などが居住していたことが判明しており、階層によって居住区に規制が及んでいたことも明らかにされている⁽¹⁾。しかし、他方では、筑後・肥前国府のように地区によって建物の方位が異なっていたり、同じ地区でも建物の方位が変化している例も認められ、複合的な地割が存在したり、地割が変化したりする場合もあったことがうかがえる。

④方格地割の部分的施工。計画的な地割が認められる下野・周防国府の場合でも、国府全域が均等地割されていたわけではない。前掲の多賀城南側の変則的方格地割は、多賀城創建時から存在したものではなく、8世紀末以降に徐々に整えられるという過程をたどっている（206頁図11）。また、条坊制的方格地割が推定されてきた大宰府でも、8世紀代では部分的に道路が認められるだけであり、10世紀代になってから方格地割が展開することが明らかにされている⁽²⁾。このような事例からみて、国府における道路や溝などの地割関係の施設は、国府創設当初から一貫した市街区画として設けられていたとは言いがたい。おそらく、初期の国府には、国司が国内を支配していくうえで不可欠とされた最小限の都城の要素（国庁・一部の曹司・国司館・儀礼的空间としての主要街路など）が導入された程度であり、それらの諸施設の位置や方位が規制されたり、また曹司や国司館と国庁とを結ぶ街路が設定された状況であったのではなかろうか。そして、その後の国衙機構の充実などに対応して、国府域が拡大したり、道路や溝による区画などが付加・改変され、国によっては方格地割が整備されるという過程をたどったものと推定できよう。したがって、地割遺構の造営時期や廃絶時期などをおさえながら国府景観を復元する必要がある。

⑤国府域内における国庁・国衙の位置関係の多様性。平城京においては、京中央北端部の宮城の位置が京城設定と京内の条坊制地割計画の段階で決定されている。これに対して、肥前国府は国府の西寄り、武藏国府は南寄りというように、国府内における国庁の位置には共通性は見いだせ

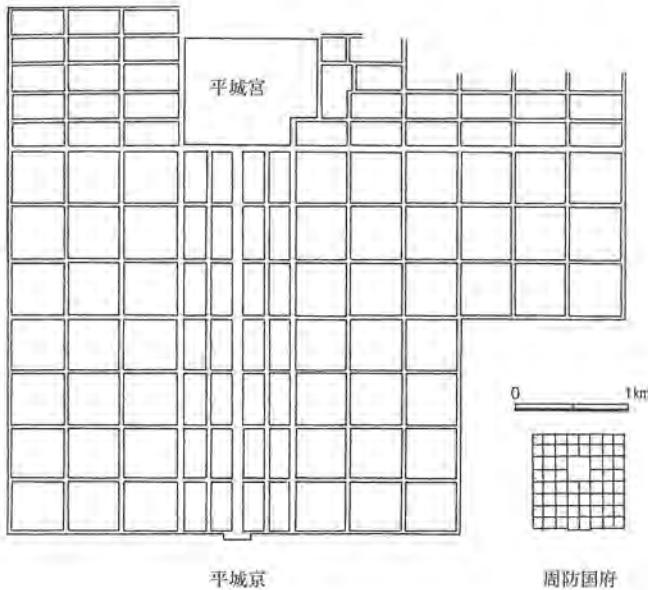


図1 平城京と旧来の周防国府復元域

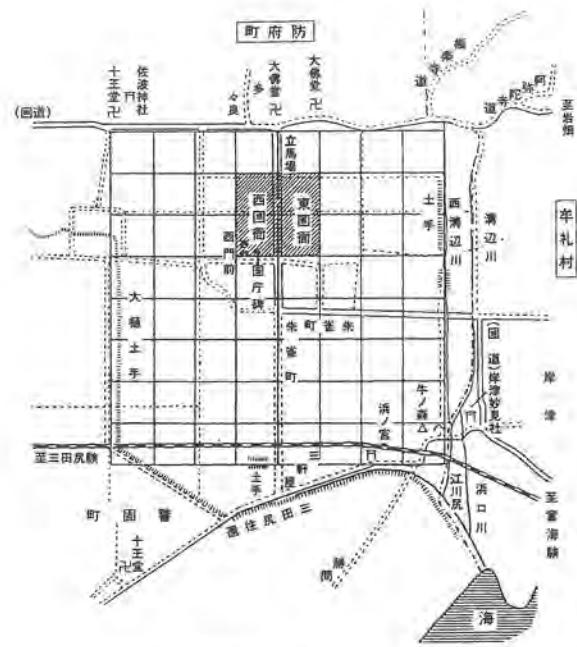


図2 三坂圭治による周防国府の復元

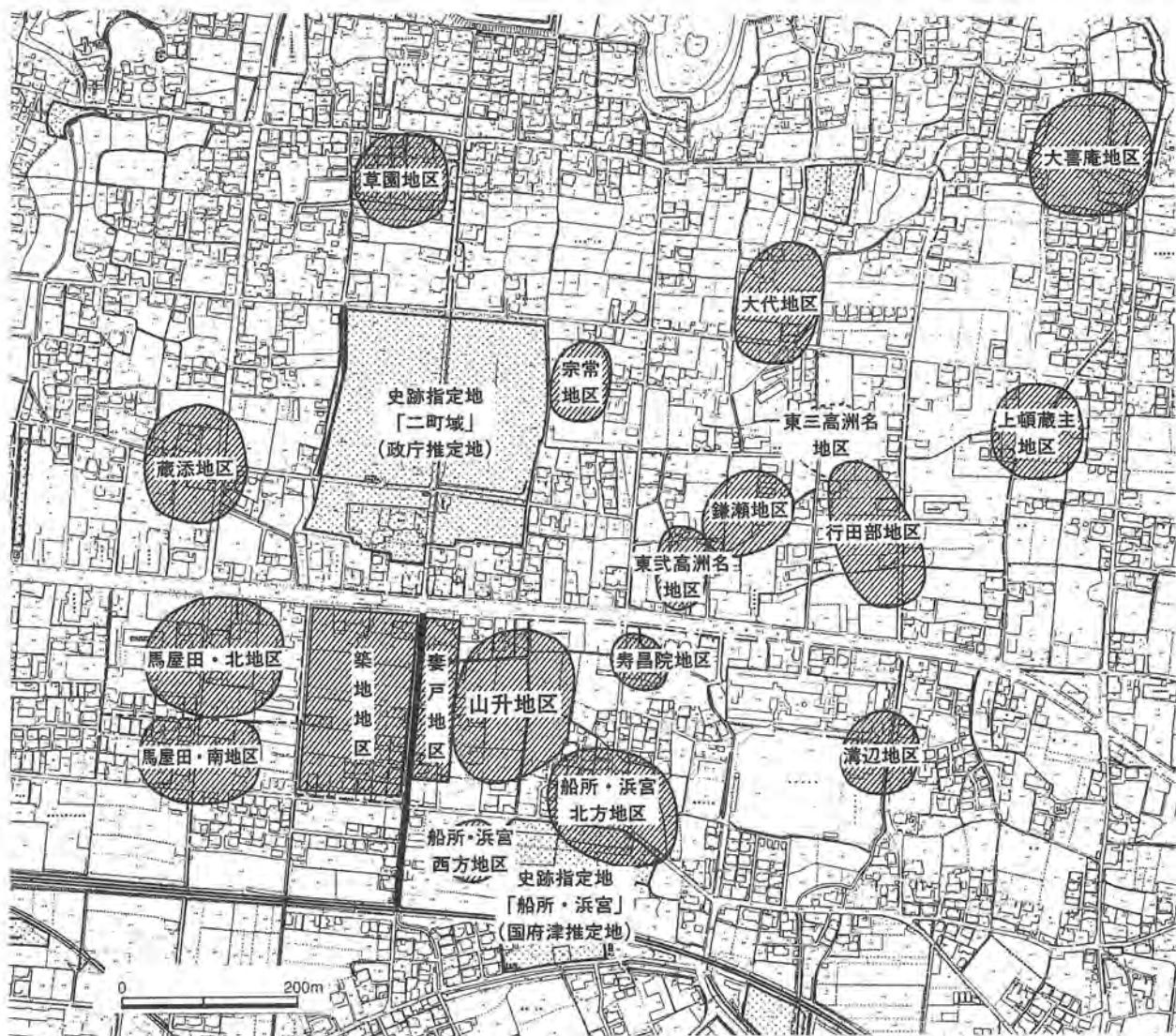


図3 周防国府7～10世紀建物分布図

ない。このようなあり方は、当初から明確に定められた国府域内の特定の場所を選んで国庁・国衙の位置が決められたのではなく、むしろ、まず国庁や国衙が設定され、その後、その周辺地域に曹司や国司館などの諸施設が増築され国府が形成されていった過程を推定させるものである。

国府の境界　しかし、ある範囲が周辺とは区別される国府域として意識されていた可能性は高い。下総国府跡や武藏国府跡から出土している「右京」「京」の墨書き土器は、国府が京に対応するものと意識されていたことを示唆している。また、万葉歌の研究によると、武藏野は、夕占・摘み草の場であり、武藏国府の周縁部を指すものとして歌われていたことが明らかにされている⁽³⁾。

この国府域の具体的な範囲の推定にあたっては、武藏国府の西端を通る東山道などの道、下野国庁の北方4町や東方2.5町で検出されているような大溝、あるいは曹司・国司館や徭丁・兵士などの居所などの分布範囲、また、埋葬地の規制の及んでいる範囲が手がかりとなりうる。また、但馬国府や遠江国府推定地で検出されているような人形や斎串などの祭祀遺物は、四角四境祭や御靈会などと同様の祭祀に伴うもので、穢の侵入を防ぎ国府の安寧を守る防御ラインと意識された境界線や境界点が存在したことをうかがわせる。こうした国府の境界が人為的な囲繞施設として把握できる可能性は少ないが、祭祀遺物の分布状況や地形・地物などは、外と区別されるべき空間と意識されていた国府域を見いだす糸口となるであろう。

また、中世の多賀国府や周防府中では、方八町をはるかに超える都市領域の存在が指摘されていることを考慮すると、古代の国府でも国庁や散在する曹司・国司館などを包含する数キロの範囲にも及ぶような国府域が意識されていたケースがあった可能性についても念頭に置きたい。

しかし、いずれにしても、国府は京の縮小版のような特別の行政的領域にあたるものではなく、また、方八町のように常に固定された外郭線を伴っていた可能性も少ない。長期間存続した国府の場合には、国府として意識された範囲は時期によって流動的であった可能性もある。したがって、時間軸を考慮し、各時期ごとの国府域やその構造の変化を復元・検証する作業が必要であろう。

国府景観と人的構成　上記のように、国府は、周囲と区別される地区として意識された範囲を有し、道路や地割計画、建物造営における規制を伴っていた。そして計画的な建物配置をとる掘立柱建物や礎石建物群で構成される国庁・曹司・国司館などの存在は、周辺地域とは異なる国府の景観を作っていた。

この国府構成員としては、国司四等官や史生、權任・擬任国司、国博士、国医師、学生・医生、国書生、雜掌、郡

散事、國掌、外散位、國師、徭丁などが知られている。

徭丁は本来は雜徭として短期間労役に服するものであったが、徭丁の中には、国府に長期間集住し、国衙行政の雜務といった非生産部門や、国衙必需品や中央への貢進物の一部の生産などの手工業生産部門に携わる者もいた。武藏・相模国府では少なくとも1000軒ほどの堅穴建物が同時存在しており、居住人口は数千人に達すると推計されている⁽⁴⁾。武藏国府跡出土土器には各地の様相が認められるところから、国内から人々が国府へ移りてきたことが推察されているように⁽⁵⁾、堅穴建物は官衙施設や街路などの造営に駆使された徭丁らや兵士らの居住空間、工房などにあたるとみられる。この堅穴建物群の分析は、徭丁らの居住・労働形態や徭丁微発単位などを明らかにする手がかりとなろう。

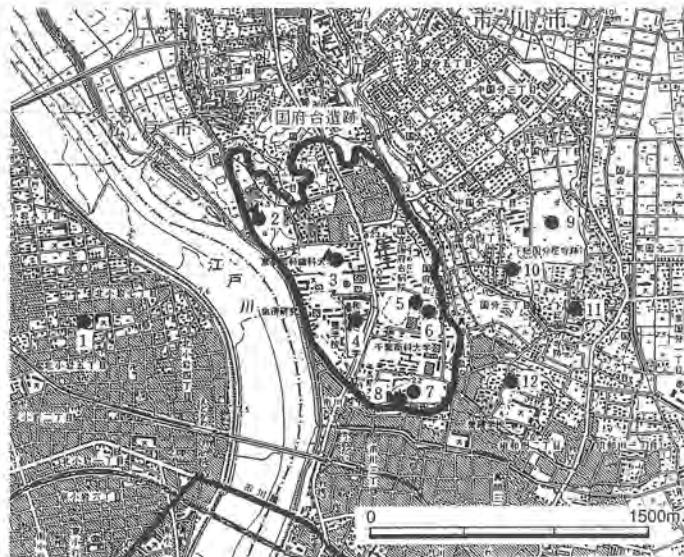
このほかに、国府には上番した軍團兵士や国司の従者も居住していた。また、武藏国府のように郡衙が国衙と併置されていたとみられる例もあり、郡衙の構成員である郡司、郡衙に勤務する徭丁なども存在していた場合もある。また、国府には寺院が存在する場合もあり、僧侶やその維持経営にあたる者も活動していた。

このように、国府は直接的な農業生産からは切り離された者が多数集住していた場であり、その意味で地方の政治的都市としての様相を呈していたと言える。国府の調査は、こうした政治都市としての実態を明らかにしていくという役割も担っている。

（中山敏史）

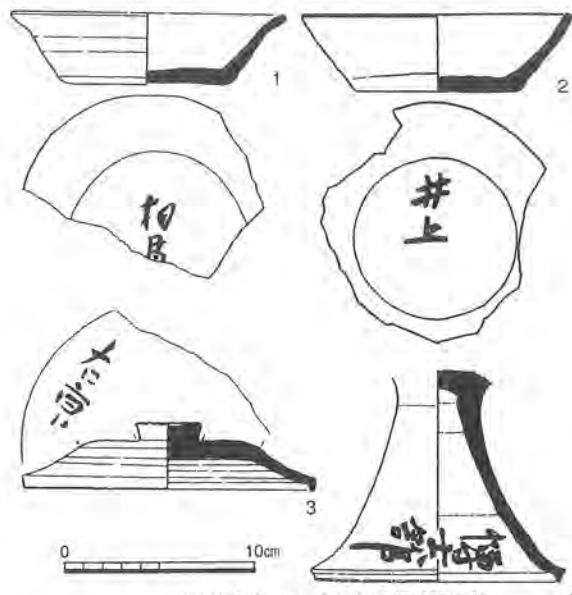
〔注〕(1) 千葉孝弥「多賀城から府中へ」『中世都市研究』2、1995年。(2) 金田章裕「大宰府条坊プランについて」『人文地理』41-5、1989年。狭川真一「大宰府条坊の復元」『条里制研究』6、1990年。(3) 小野一之「古代<武藏野>の展開 - 国府の周縁 - 」『府中市郷土の森博物館紀要』10、1997年。(4) 荒井健治「武藏国府周辺に広がる集落」『国史学』156、1995年。明石新「相模国府域の様相」『考古論叢 神奈川』4、1995年。(5) 山口辰一「武藏国府と奈良時代の土器様相」『東京考古』3、1985年。

〔参考文献〕国立歴史民俗博物館『共同研究「古代国府の研究」』、国立歴史民俗博物館研究報告』10、1986年。中山敏史『古代地方官衙遺跡の研究』、培文社、1994年。



1 上小岩遺跡 2 明戸古墳 3 法皇塚古墳
4 和洋学園国府台キャンパス内遺跡 5 下総社跡
6 市営総合運動場地点 7 国府台遺跡第3地点
8 弘法寺古墳 9 下総国分遺跡 10 下総国分尼寺
11 下総国分寺 12 須和田遺跡第6地点

図4 下総国府と主要遺跡



1 下総社跡 2 市営総合運動場地点
3 須和田遺跡第6地点 4 須和田遺跡

図5 国府台遺跡と周辺遺跡出土の墨書き土器

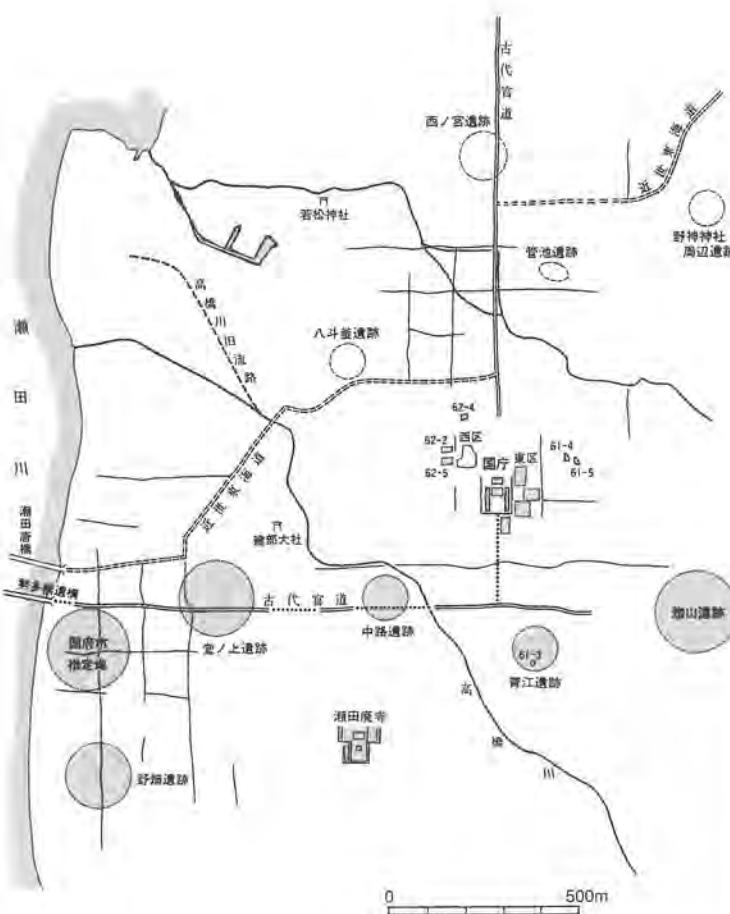


図6 近江国府周辺遺跡と古代官道

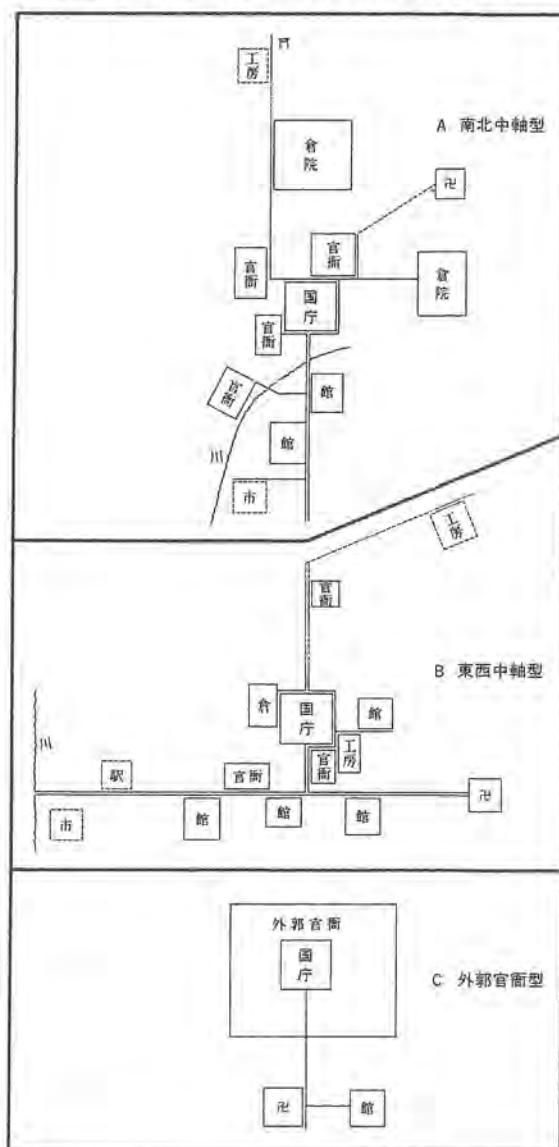


図7 金田章裕氏による国府域の類型

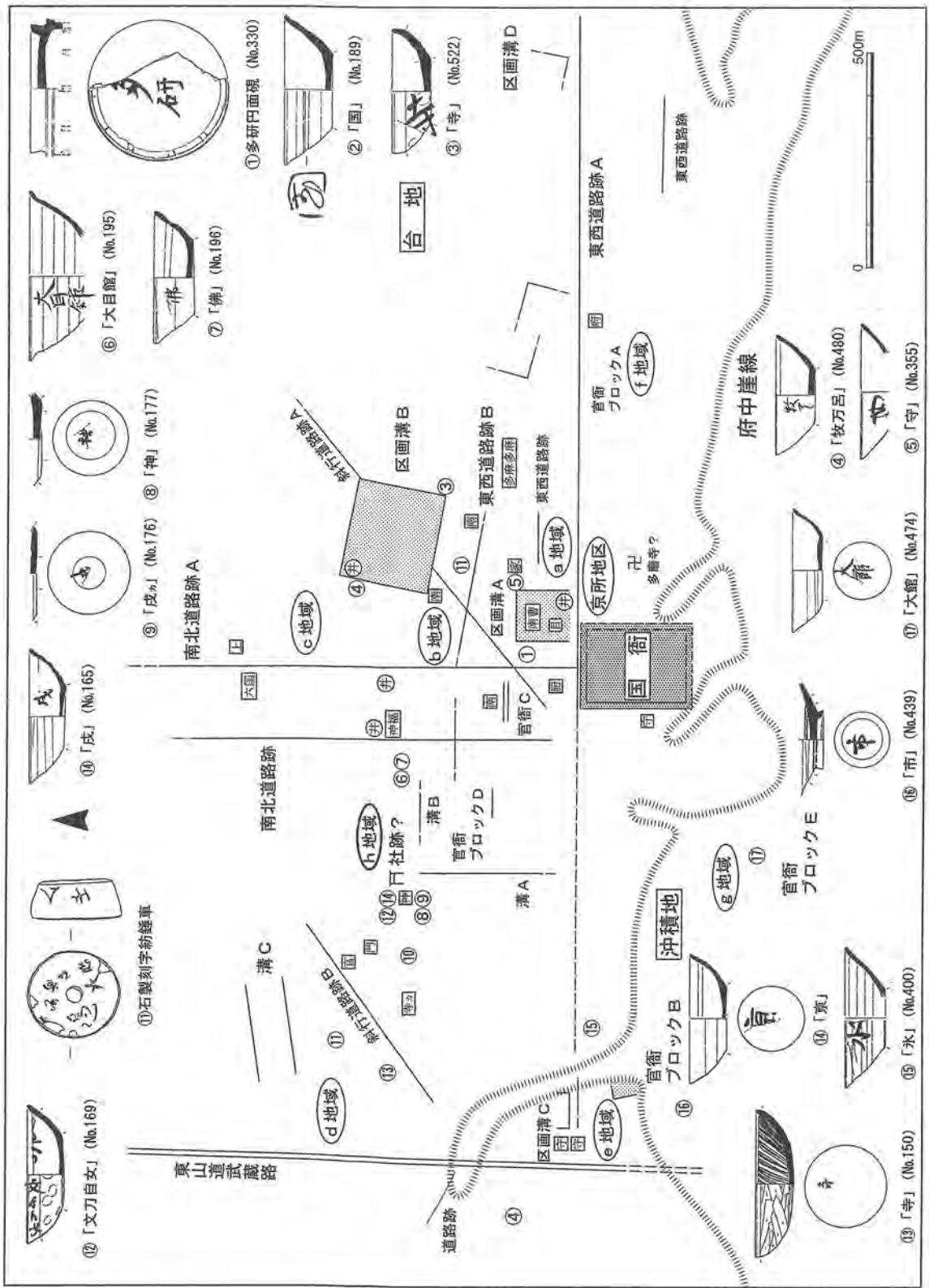


圖 8 武藏國府跡主要遺構

凡例 ①=井戸跡 ②=図示した以外の墨書き器 ○数字=図示した遺物の出土地点